

第2次あきる野市スポーツ推進計画



令和5（2023）年3月

あきる野市教育委員会

はじめに

スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適正等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とされております。

本市では、平成25（2013）年8月に第1次あきる野市スポーツ推進計画を策定し、基本理念として掲げた『みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～』の実現に向け、様々な施策を展開してまいりました。

この第1次計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、スポーツが、日々の生活から失われたり、制限される状況が生じ、また、一方では「東京2020オリンピック・パラリンピック」の開催により、スポーツへの関心の高まりや共生社会への理解・関心が高まるなど、スポーツを取り巻く状況は大きく変化してきています。

市教育委員会では、このような状況や社会の変化、国や都の動向を踏まえ、引き続き、身近でかつ気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境を整備し、誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちの実現を目指し、令和5（2023）年度から令和13（2031）年度までを計画期間とする「第2次あきる野市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

今後の計画の推進に当たりましては、市民の皆さまをはじめ、関係団体等の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

むすびに、本計画の策定に当たって、熱心にご議論いただきましたあきる野市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査やパブリックコメントなどによりご意見をお寄せいただきました皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和5（2023）年3月

あきる野市教育委員会

目 次

第1章 第2次あきる野市スポーツ推進計画の策定に当たって

- 1 第2次あきる野市スポーツ推進計画策定の経過と趣旨・・・・・・・・・・6
 - (1) 国の動向
 - (2) 都の動向
 - (3) あきる野市スポーツ推進計画（第1次）の策定
 - (4) 第2次あきる野市スポーツ推進計画策定の趣旨
- 2 本計画について・・・・・・・・・・12
 - (1) 本計画の位置付け
 - (2) 本計画の計画期間
 - (3) 本計画における「スポーツ」
 - (4) 「する」「みる」「ささえる」の3つの視点
 - (5) 本計画とSDGsの関連性

第2章 あきる野市を取り巻く現状と課題

- 1 第1次計画の計画体系と進捗状況の検証・・・・・・・・・・15
 - (1) 第1次計画の計画体系
 - (2) 第1次計画の進捗状況
- 2 人口動態・・・・・・・・・・19
- 3 スポーツ推進に関する現状と課題・・・・・・・・・・21
 - (1) 市民のスポーツ実施状況
 - (2) 小中学生の体力・運動能力比較
 - (3) 市のスポーツ団体の状況
 - (4) 市のスポーツ施設
 - (5) 課題の整理
- 4 スポーツ推進に向けた方向性・・・・・・・・・・42

第3章 基本理念・目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・44
- 2 基本目標・・・・・・・・・・44
- 3 数値目標・・・・・・・・・・46

第4章 具体的施策の展開

- 1 基本目標1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
多様な主体が参加できるスポーツの機会の創出・提供
～ライフステージ・ライフスタイルに応じた活動機会の充実～

(1) 身近にスポーツを楽しむきっかけづくり
(2) 子どものスポーツ活動の推進
(3) 成人のスポーツ活動の推進
(4) 高齢者のスポーツ活動の推進
- 2 基本目標2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
スポーツを通じた共生社会の実現
～パラスポーツの推進～
- 3 基本目標3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の構築
～地域団体との連携によるスポーツの振興～
- 4 基本目標4・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
市の特性を生かしたスポーツの推進
～スポーツによるまちづくり～
- 5 基本目標5・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
スポーツに親しめる場の提供
～スポーツをする場の整備・確保～
(1) 既存のスポーツ施設等の整備・充実
(2) 都立特別支援学校などと連携したスポーツ活動の場の提供

第5章 計画の推進

- 1 協働による事業推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 2 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
- 資料1 計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
- 資料2 あきる野市スポーツ推進審議会条例・・・・・・・・65
- 資料3 あきる野市スポーツ推進審議会委員名簿・・・・67

第1章 第2次あきる野市スポーツ推進計画の策定に当たって

1 第2次あきる野市スポーツ推進計画策定の経過と趣旨

(1) 国の動向

ア スポーツ基本法の制定

国は、平成23(2011)年に、スポーツ振興法(昭和36(1961)年制定)を50年ぶりに改正し、スポーツ基本法が制定されました。

スポーツ基本法では、スポーツに関する基本理念が定められ、その上で国や地方公共団体は基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有すること、並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項が定められております。

スポーツ基本法の概要

スポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」の言葉に始まり、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適正等に応じ、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」としています。

また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

イ 第1期スポーツ基本計画の策定

スポーツ基本法第9条の規定に基づき、平成24（2012）年に、スポーツの推進に関する基本的な計画として、「第1期スポーツ基本計画」が策定されました。

第1期スポーツ基本計画では、平成24（2012）年度から「今後10年間のスポーツ推進の基本方針」と、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」が示されました。

スポーツ基本計画（第1期計画）の概要
今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針
① 子どものスポーツ機会の充実 ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備 ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進 ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上 ⑦ 地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するというスポーツ界の好循環の創出
今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策
① 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実 ② 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備 ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進 ⑥ ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上 ⑦ スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

ウ スポーツ庁の創設と第2期スポーツ基本計画の策定

平成27（2015）年に、文部科学省の外局として、国のスポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを任務とするスポーツ庁が創設されました。

また、平成29（2017）年には、第1期スポーツ基本計画の期間満了に伴い、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの5年間の計画期間とする「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

第2期スポーツ基本計画では、スポーツ立国の実現を目指す上で重要な指針として、「中長期的なスポーツ政策の基本方針」と「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」が定められました。

中長期的なスポーツ政策の基本方針
～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～ 1 スポーツで「人生」が変わる！ 2 スポーツで「社会」を変える！ 3 スポーツで「世界」とつながる！ 4 スポーツで「未来」を創る！
今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策
1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

エ 第3期スポーツ基本計画の策定

令和4（2022）年に、第2期スポーツ基本計画の期間満了に伴い、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を計画期間とする「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

第3期スポーツ基本計画では、第2期計画の「中長期的なスポーツ政策の基本方針」は踏襲しつつ、スポーツの価値を更に高めるための「新たな3つの視点」により、具体的な施策等が整理され、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」が定められました。

中長期的なスポーツ政策の基本方針 （第2期計画を踏襲）
～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～ 1 スポーツで「人生」が変わる！ 2 スポーツで「社会」を変える！ 3 スポーツで「世界」とつながる！ 4 スポーツで「未来」を創る！
スポーツの価値を高めるための新たな3つの視点
1 スポーツを「つくる/はぐくむ」 2 スポーツで「あつまり、ともに、つながる」 3 スポーツに「誰もがアクセスできる」
今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策
1 多様な主体におけるスポーツの機会創出 2 スポーツ界におけるDXの推進 3 国際競技力の向上 4 スポーツの国際交流・協力 5 スポーツによる健康増進 6 スポーツの成長産業化 7 スポーツによる地方創生、まちづくり 8 スポーツを通じた共生社会の実現 9 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化 10 スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」 11 スポーツを実施する者の安全・安心の確保 12 スポーツ・インテグリティの確保

(2) 都の動向

ア 東京都スポーツ振興基本計画の策定

東京都では、平成20（2008）年7月に改定された「東京都スポーツ振興基本計画」の下、次のような取組が行われてきました。

東京都スポーツ振興基本計画による主な取組
① スポーツ振興局の設置 ② 障害者スポーツ振興計画の策定 ③ スポーツ祭東京2013の開催 ④ 2020年東京オリンピック・パラリンピック招致

イ 東京都スポーツ推進計画の策定

平成25（2013）年3月に、平成25（2013）年度から令和2（2020）年度までの8年間を計画期間とする「東京都スポーツ推進計画」が策定されました。

東京都スポーツ推進計画の概要
基本理念 「スポーツの力を すべての人に」 ～誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、 スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」を実現～ 数値目標 スポーツ実施率 週1回以上スポーツを実施する成人の割合 70% 主な内容 1 スポーツに触れて楽しむ機会の創出 2 スポーツをしたくなるまちづくり 3 ライフステージに応じたスポーツ活動の支援 4 世界を目指すアスリートの育成 5 国際交流、観光、都市づくり政策等との連動

ウ 東京都スポーツ推進総合計画の策定

平成30（2018）年3月に、令和2（2020）年とその先を見据え、スポーツを通じ東京の未来を創造していくための羅針盤となるものとして平成30（2018）年度から令和6（2024）年度までの7年間で計画期間とする「東京都スポーツ推進総合計画」が策定されました。

東京都スポーツ推進総合計画の概要	
基本理念	
「スポーツの力で東京の未来を創る」	
都民のスポーツ実施率70%を達成し、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」を実現します。	
数値目標	
スポーツ実施率	
都民（18歳以上）のスポーツ実施率 70%	
（2020年以降はこれを維持）	
主な内容	
政策目標1	スポーツを通じた健康長寿の達成
政策目標2	スポーツを通じた共生社会の実現
政策目標3	スポーツを通じた地域・経済の活性化

（3）あきる野市スポーツ推進計画（第1次）の策定

本市では、平成25（2013）年8月に、平成25（2013）年度から令和2（2020）年度までの8年間で計画期間とする「あきる野市スポーツ推進計画（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。

なお、この計画期間内に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されたことから、計画期間を令和4年度まで延伸しました。

第1次計画では、『みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～』を基本理念に掲げ、4つの基本目標を設定し、基本理念の実現に向け取組を進めてきました。

（4）第2次あきる野市スポーツ推進計画策定の趣旨

第1次計画策定以降、新型コロナウイルス感染症の影響や、令和元（2019）年の台風19号などの大規模自然災害の発生、テレワークなどの多様なワークスタイルの急速な普及による、価値観やライフスタイルの多様

化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しております。中でも、新型コロナウイルス感染症の影響は、スポーツ分野にも及んでおり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期され、原則無観客で開催されたほか、本市のスポーツ大会やイベントなど、多くの事業の中止や延期、また、スポーツ施設の利用制限や閉館を余儀なくされるなど、大きな影響が生じております。

このような中、第1次計画の計画期間終了を迎えるに当たり、本市を取り巻く社会状況の変化やスポーツ推進に関する現状と課題を踏まえ、引き続き『みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～』の実現に向けた取組を進めるため、「第2次あきる野市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 本計画について

（1）本計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められた国の「第3期スポーツ基本計画」を参酌して策定するものです。

また、本計画は、本市においてスポーツを推進していくための分野別計画の1つとして、本市における総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画である「第2次あきる野市総合計画」をはじめ、「あきる野市教育基本計画（第3次計画）」など関連する計画との整合を図っています。

（2）本計画の計画期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和13（2031）年度までの9年間とします。

また、計画期間の中間時点である令和9（2027）年度以降の計画については、計画の進捗状況を検証し、社会情勢などに合わせ、必要に応じ見直しを行うこととします。

（3）本計画における「スポーツ」

スポーツ基本法の前文において、スポーツは、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とされております。

これを踏まえて、本計画では、勝敗や記録を競うスポーツだけではなく、健康づくりのためのウォーキングや自然に親しむハイキング、学校における

体育活動、介護予防のために行う体操などの軽い運動、楽しみながら体を動かすレクリエーション活動、買い物や通勤通学時の徒歩や自転車、階段昇降といった日常生活で意識的に行う身体活動※1 など、目的を持ったあらゆる身体活動を含むものとします。

また、近年では「eスポーツ※2」が年齢、性別や障害による制約が少なく実施できるスポーツとして捉えられています。本計画では国、東京都や他の自治体の動きも踏まえながら情報収集及び研究を行っていきます。

※1 日常生活で意識的に行う身体活動

（例：通勤時に一駅前で下車し、そこから徒歩で移動、エレベーターではなく階段を利用、自動車ではなく自転車や徒歩で移動）

※2 eスポーツ

eスポーツとは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピュータゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。



（４）「する」「みる」「ささえる」の３つの視点

スポーツには「する」だけではなく、「みる」「ささえる」といった関わり方があります。

各人の自発性のもと、各々の興味・関心、適正などに応じて安全かつ公正な環境の下で、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画する機会が確保されなければならないことから、スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦など、スポーツを「みる人」、そして指導者やスポーツボランティアといったスポーツを「ささえる人」に着目し、スポーツ都市あきる野の実現に向けた施策を設定していきます。

(5) 本計画とSDGsの関連性

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択されたSDGsは、17の目標と169の具体的目標で構成された国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととしています。

国においても、平成28(2016)年に、政府内にSDGs推進本部を設置するとともに、SDGs実施方針を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」旨と、SDGs達成に向けた自治体の役割や、自治体が行うべきことの重要性を示しました。

これらのことから、本計画の上位計画である第2次あきる野市総合計画では、基本計画の各種施策を着実に推進することで、基本構想に掲げる将来都市像の実現とSDGsの達成を目指していることから、本計画の施策においてもその考え方を反映しています。

* 本計画に関連する持続可能な開発目標 (SDGs)



する



みる



ささえる



第2章 あきる野市を取り巻く現状と課題

1 第1次計画の計画体系と進捗状況の検証

(1) 第1次計画の計画体系

第1次計画では、『みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～』を基本理念に掲げ、基本理念の実現に向けた4つの基本目標及び数値目標を設定しました。

基本理念

みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」
～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～

基本目標1

全ての市民がスポーツに親しみ、楽しめる活動の推進

- (1) 身近にスポーツを楽しむきっかけづくり
- (2) 子どものスポーツ活動の推進
- (3) 高齢者のスポーツ活動の推進
- (4) 障がい者のスポーツ活動の推進

基本目標2

スポーツが気軽にできる場の確保

- (1) 既存のスポーツ施設の整備・充実
- (2) 民間施設などと連携したスポーツ活動の場の拡大

基本目標3

スポーツ活動を支援する環境の整備

- (1) 指導者の専門知識習得への支援
- (2) 情報発信の工夫
- (3) スポーツボランティアなどの育成
- (4) 総合型地域スポーツクラブの活動支援

基本目標4

市の特性を活かしたスポーツ推進によるまちづくり

- (1) 高齢者が自然の中でスポーツに親しみながら健康づくりを推進
- (2) 豊かな自然の中でアウトドアスポーツの推進
- (3) トップアスリートによる啓発と交流の促進
- (4) スポーツアンバサダーの活動を通じた市のイメージアップ

数値目標

成人の週1回以上のスポーツ実施率 70%

(2) 第1次計画の進捗状況

ア 基本目標に対する取組の状況

第1次計画では、基本理念『みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～』の実現に向け、4つの基本目標を設けました。

それぞれの基本目標に対する主な取組状況は以下のとおりとなっています。

(図表2-1) 第1次計画における基本目標1に対する主な取組

基本目標1	基本施策	主な取組
全ての市民がスポーツに親しみ、楽しめる活動の推進	(1) 身近にスポーツを楽しむきっかけづくり	NPO法人あきる野市スポーツ協会(以下、「スポーツ協会」という。)や総合型地域スポーツクラブ等と連携した各種スポーツ教室、大会
	(2) 子どものスポーツ活動の推進	親子のびのび開放スポーツ教室、子どもすもう大会、児童館等におけるスポーツ事業、スポーツ教育
	(3) 高齢者のスポーツ活動の推進	ヘルシーウォーキング事業、高齢者向けのスポーツ教室、地域イキイキ元気づくり事業
	(4) 障がい者のスポーツ活動の推進	障がい者水泳教室、障がい者スポーツ指導者の育成、障害の有無に関わらず参加できるボッチャ教室、大会

(図表2-2) 第1次計画における基本目標2に対する主な取組

基本目標2	基本施策	主な取組
スポーツが気軽にできる場の確保	(1) 既存のスポーツ施設の整備・充実	総合グラウンドテニスコートの人工芝化、秋川体育館、市民プール、ファインプラザに指定管理を導入、学校施設の開放
	(2) 民間施設などと連携したスポーツ活動の場の拡大	都立秋留台公園との連携、都立特別支援学校との連携、保育園等の園庭開放

(図表2-3) 第1次計画における基本目標3に対する主な取組

基本目標3	基本施策	主な取組
スポーツ活動を支援する環境の整備	(1) 指導者の専門知識習得への支援	高齢者スポーツ指導者の育成、障がい者スポーツ指導者の育成、スポーツ推進委員の資質向上研修
	(2) 情報発信の工夫	指定管理者、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブによるスポーツ情報の発信、ホームページや施設予約システム、チラシなどによるスポーツ施設の周知や利用案内
	(3) スポーツボランティアなどの育成	秋川流域小・中学校駅伝大会や多摩国体、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に合わせたボランティアの募集・要請
	(4) 総合型地域スポーツクラブの活動支援	実施事業周知への協力、活動場所の支援

(図表2-4) 第1次計画における基本目標4に対する主な取組

基本目標4	基本施策	主な取組
市の特性を活かしたスポーツ推進によるまちづくり	(1) 高齢者が自然の中でスポーツに親しみながら健康づくりを推進	屋外広場でのペタンクやターゲットバードゴルフなどニュースポーツ教室
	(2) 豊かな自然の中でアウトドアスポーツの推進	市の特性を活かしたヘルシーウォーキング事業、市内のトレッキングコースなどの紹介
	(3) トップアスリートによる啓発と交流の促進	トップアスリートによるスポーツ教室
	(4) スポーツアンバサダーの活動を通じた市のイメージアップ	夏まつりにおけるパレードの実施、ふるさと大使としての活動、ラジオ体操動画の製作

イ 数値目標の状況

第1次計画で定めた数値目標である成人の週1回以上のスポーツ実施率は、計画策定時の52.0%から令和3(2021)年度調査時では59.3%となっており、7.3ポイント上昇していますが、目標値である70%は未達成の状況にあります。

(図表2-5) 数値目標の状況

目 標	計画策定時 (平成22年)	実績値 (令和3年)	目標値 (令和4年)
成人の週1回以上の スポーツ実施率	52.0%	59.3%	70%

ウ 第1次計画の進捗状況

第1次計画に基づく施策や取組の状況については、本市の附属機関であり、市民公募委員や学識経験者、専門分野の委員から構成する「あきる野市スポーツ推進審議会」に報告し、これまでのところおおむね順調に進捗していることを確認いただいております。

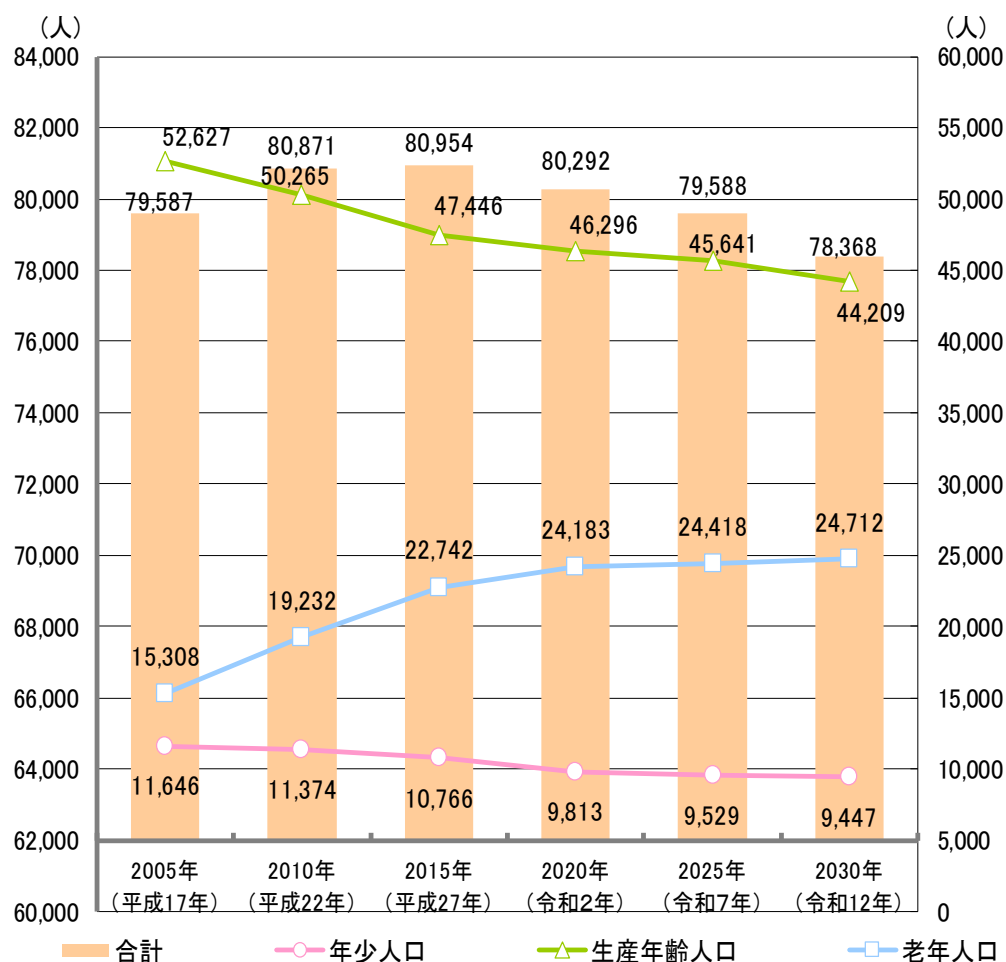
しかしながら、計画の数値目標である「成人の週1回以上のスポーツ実施率」は目標値を下回っていることから、引き続き、スポーツに参画する人口の拡大につながる取組を充実させていくことが必要です。

2 人口動態

本市の人口の展望（人口ビジョン）

本市が令和4（2022）年3月に策定した「第2次あきる野市総合計画」における将来人口（シュミレーション）では、推計期間である令和12（2030）年までの間に、本市の総人口及び年齢3区分別の人口は次のとおり推移することが見込まれております。

（図表2－6）将来人口（シュミレーション結果）



	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
年少人口割合 (0～14歳)	14.6%	14.1%	13.3%	12.2%	12.0%	12.1%
生産年齢人口割合 (15～64歳)	66.1%	62.2%	58.6%	57.7%	57.3%	56.4%
老年人口割合 (65歳以上)	19.2%	23.8%	28.1%	30.1%	30.7%	31.5%

(図表 2-7) あきる野市の将来人口フレーム

		令和 2 年 (2020 年)	令和 12 年 (2030 年)
総人口		80,292 人	78,368 人
	年少人口 (対総人口割合)	9,813 人 (12.2%)	9,447 人 (12.1%)
	生産年齢人口 (対総人口割合)	46,296 人 (57.7%)	44,209 人 (56.4%)
	老年人口 (対総人口割合)	24,183 人 (30.1%)	24,712 人 (31.5%)

本市においても、国と同様に人口減少局面を迎えつつあり、生産年齢人口の減少が更に進むことにより、地域や産業の担い手の減少等による地域活力の低下が懸念されています。※1

このことは、スポーツの担い手の不足や、スポーツ環境の維持の困難さなどにもつながり、スポーツ分野にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

※1 第2次あきる野市総合計画「時代の潮流と本市への影響など」から引用
図表出典：第2次あきる野市総合計画

3 スポーツ推進に関する現状と課題

令和3（2021）年度に実施したスポーツに関する市民アンケート調査結果などから、現状と課題の分析を行いました。

（1）市民のスポーツ実施状況

ア 「する」スポーツについて

子育て世代・働き盛り世代のスポーツ実施率が低い傾向にあります。

20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率をみると、全体では59.3%で、平成22（2010）年度に実施した第1次計画策定時の52.0%から上昇しています。しかし、年代別にみると20歳代から40歳代は他の世代に比べ実施率が低く、全体平均を下回っています。

また、「スポーツや運動をほとんどやらなかった」と回答した人にその理由を尋ねた質問では、対象者数が少ないことから、市全体の傾向とはなりません。回答が得られた方の中では、20歳代から60歳代まで「仕事や家事・育児、介護で忙しい」が最も多く、70歳代では「体力の衰え」が最も多くなっています。

（図表2-8）20歳以上のスポーツの実施率

	令和3年	平成22年	増減
週に3日以上	31.4%	20.5%	10.9
週に1～2日	27.9%	31.4%	△3.5
月に1～3日程度	21.1%	18.4%	2.7
3か月に1～2日程度	5.5%	10.2%	△4.7
年に1～3日	4.1%	4.7%	△0.6
していない	9.9%	14.8%	△4.9

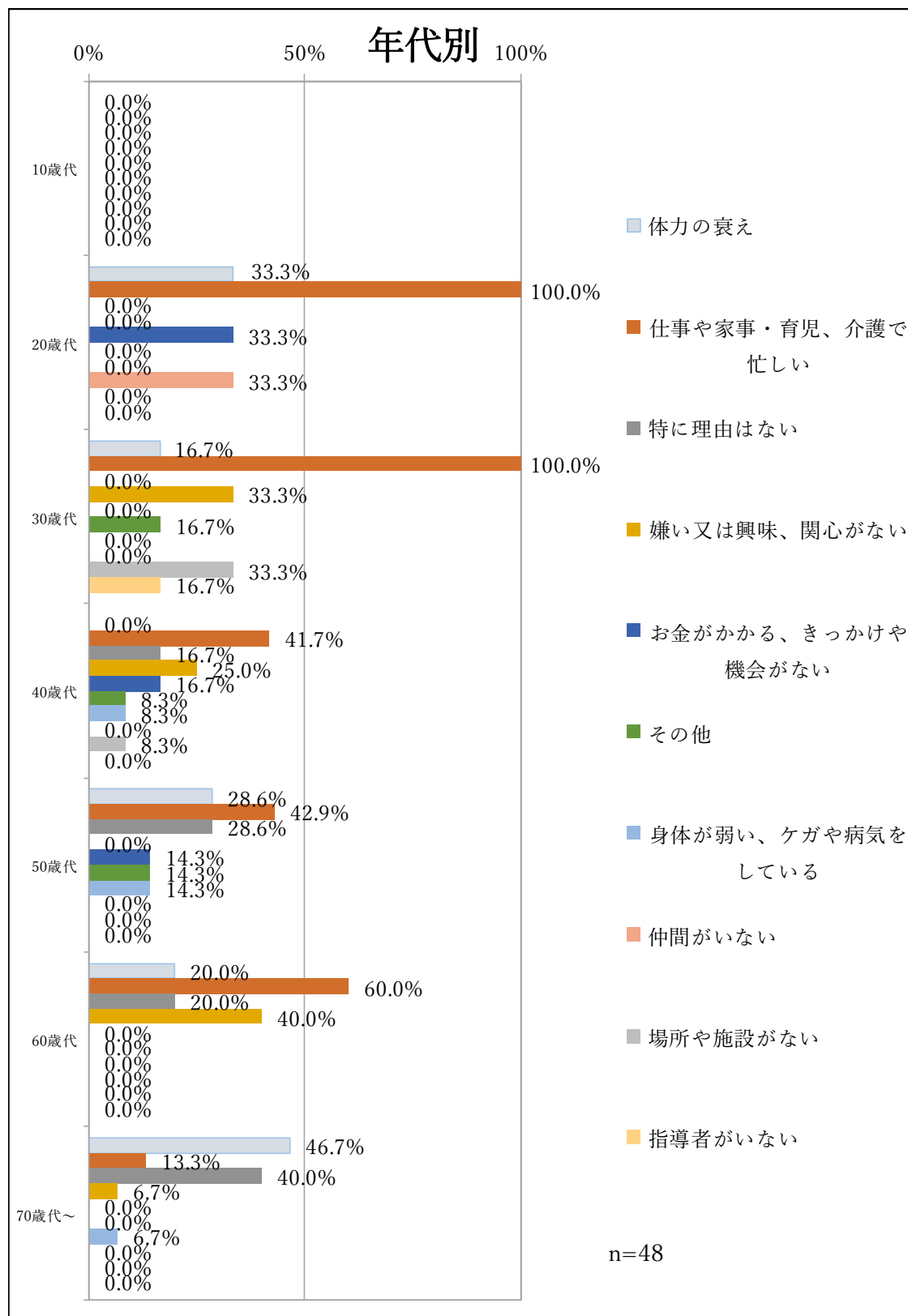
週1回以上の実施率

令和3年	平成22年	増減
59.3%	52.0%	7.3

（図表2-9）令和3（2021）年スポーツの実施率（年代別）

	週に1回以上
10歳代	75.0%
20歳代	51.7%
30歳代	46.5%
40歳代	40.4%
50歳代	61.2%
60歳代	68.5%
70歳代	69.8%

(図表2-10) スポーツや運動をほとんどやらなかった理由(年代別)



※複数回答

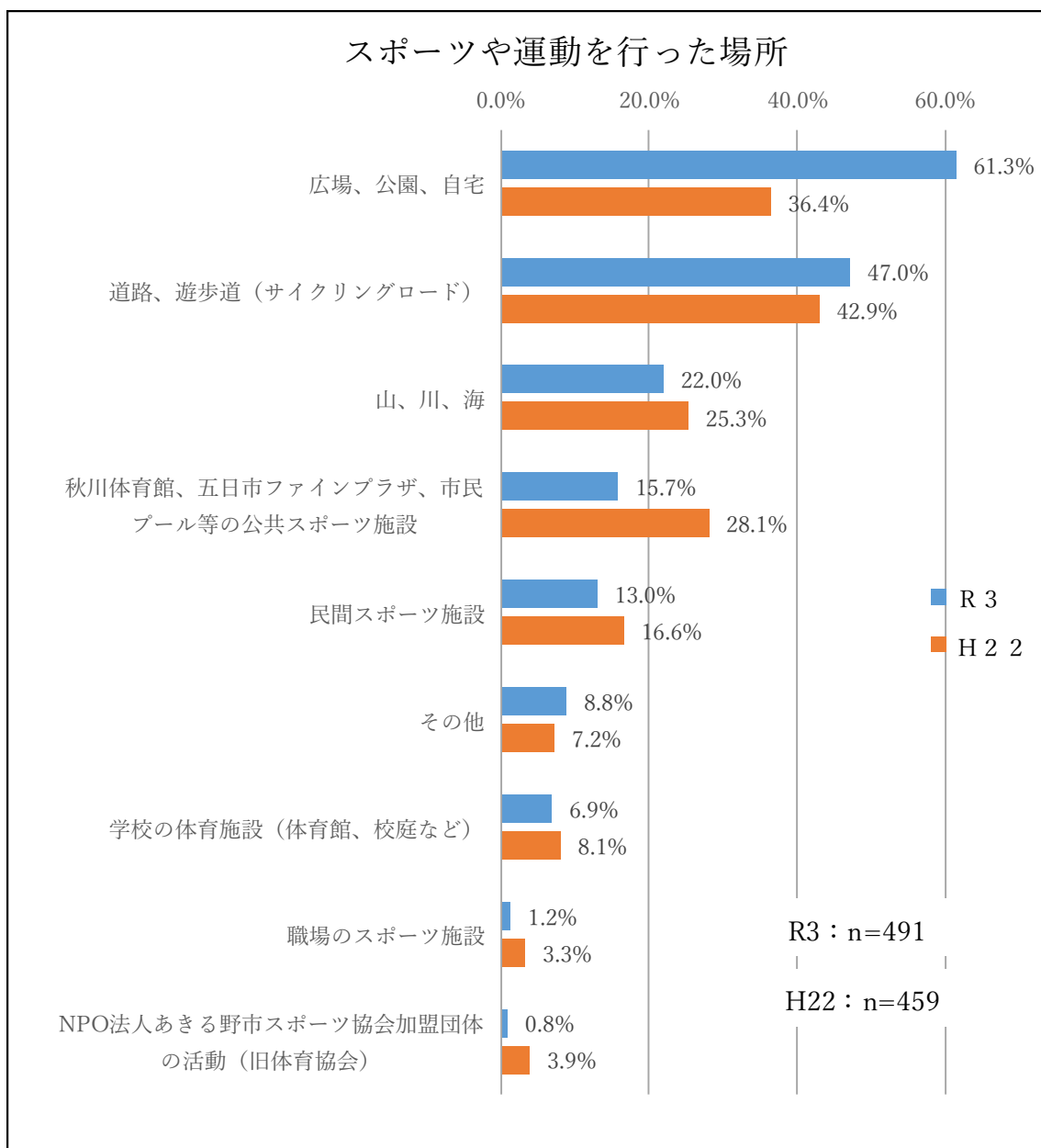
スポーツの実施場所は、身近な範囲が中心となっています。

スポーツや運動の実施場所は、「広場、公園、自宅」が最も多く、次いで「道路、遊歩道（サイクリングロード）」となっています。

第1次計画策定時の調査結果との比較においても「広場、公園、自宅」や「道路、遊歩道（サイクリングロード）」の割合が増加しています。

一方で、公共スポーツ施設、民間スポーツ施設の割合は減少しています。

（図表2－11）スポーツや運動を行った場所



パラスポーツの関心度は、都全体の関心度に比べやや低い傾向にあります。
また、この１年間にを行ったパラスポーツをした人の割合は低い水準にあります。

東京都との比較において、アンケートの実施時期が異なり一概に比較はできませんが、本市の「パラスポーツの関心度」についてのアンケート結果では、「関心がある」、「やや関心がある」の合計が４６．３％となっています。一方、東京都が令和３（２０２１）年１０月に実施した同様の質問に対する調査結果では、「関心がある」、「やや関心がある」の合計が５３％となっており、都全体の関心度に比べ本市の関心度はやや低い傾向にあります。

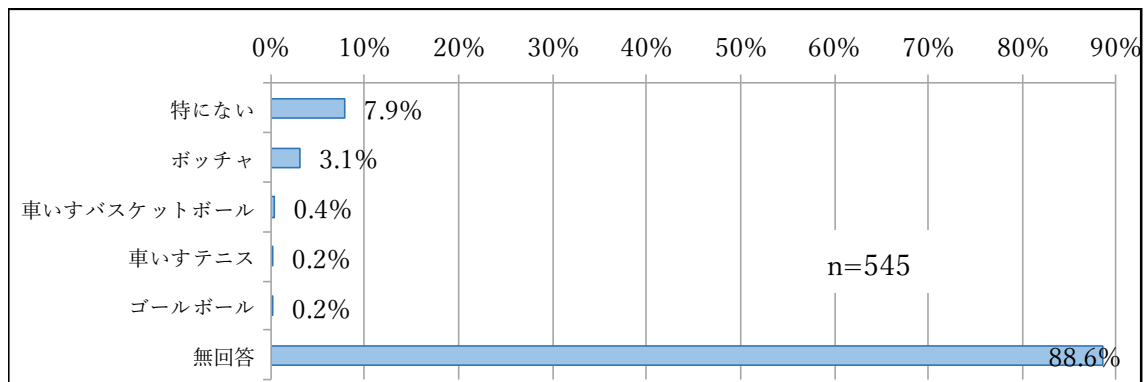
また、本市のアンケートにおいて「関心がない」、「あまり関心がない」と回答した人にその理由を尋ねた質問では、「身近にパラスポーツに関わっている人が少ないから」が最も多く、「特に理由はない」、「パラスポーツを身近な場所でやっていないから」と続いています。

このほか、この１年間にパラスポーツや運動をした人の割合は約３％と低い割合となっています。

（図表２－１２）パラスポーツの関心度

	あきる野市 令和３年１２月	東京都 令和３年１０月
関心がある	13.8%	15.7%
やや関心がある	32.5%	37.3%
あまり関心がない	29.4%	26.3%
関心がない	10.3%	12.8%
わからない	11.6%	6.5%
無回答	2.6%	1.3%

（図表２－１３）この１年間に実施したパラスポーツや運動

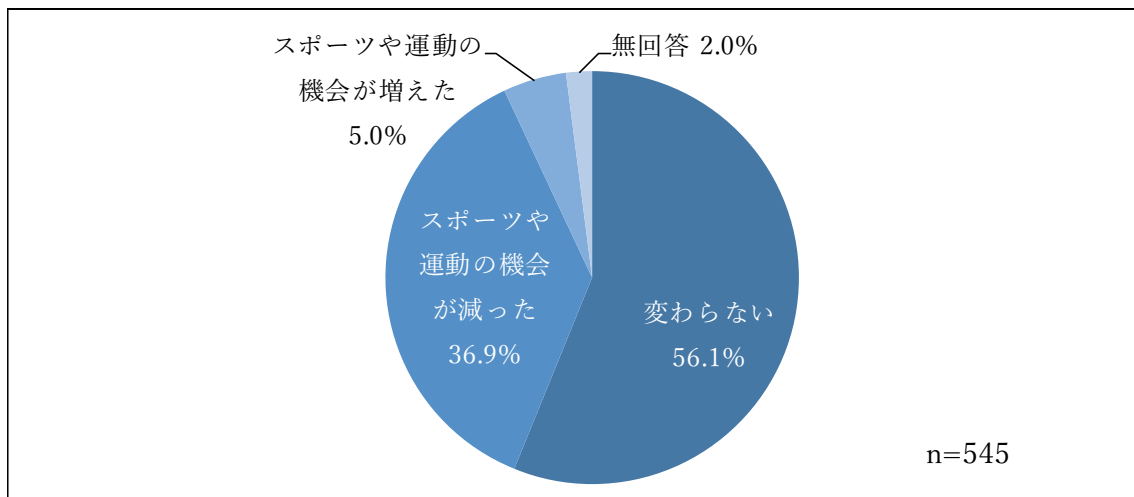


新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツや運動の機会が減っています。

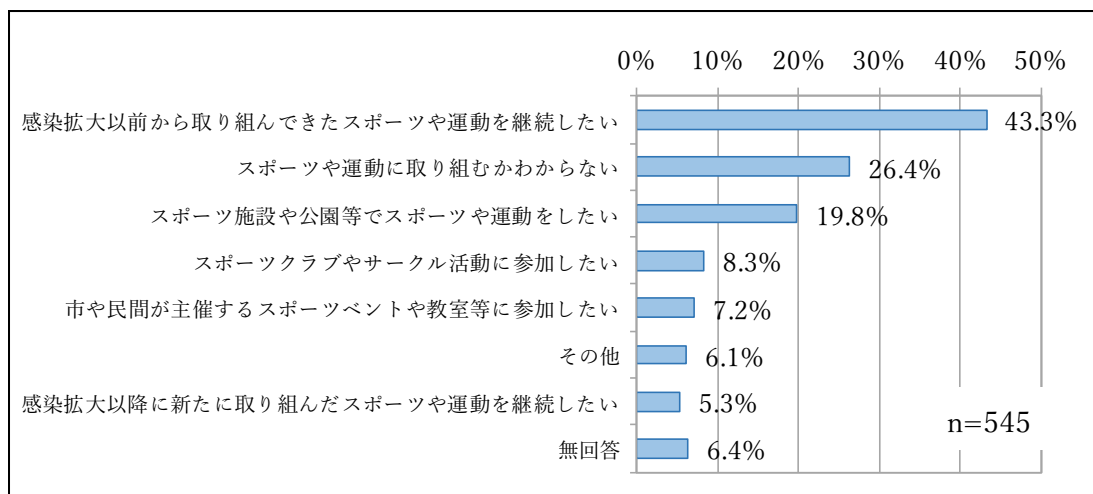
スポーツや運動への取組状況についてのアンケート結果では、コロナ禍前と比較して、スポーツや運動の機会は「変わらない」との回答が56.1%と最も多くなっています。一方で、スポーツや運動の機会が「減った」との回答が36.9%となっています。

また、新型コロナウイルス感染症が収束した場合、感染拡大以前から取り組んできたスポーツや運動を継続したいとの回答が最も多くなっています。その一方で、スポーツや運動に取り組むかわからないとの回答が次に続いています。

(図表2-14) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うスポーツや運動の取組状況



(図表2-15) 新型コロナウイルス感染症拡大が収束した場合のスポーツや運動への取組



体育施設の老朽化が進行しています。

本市の主な屋内スポーツ施設等は、開設後25年以上が経過し、そのうちの3施設は30年以上が経過しています。

また、屋外スポーツ施設についても開設が昭和45（1970）年から昭和63（1988）年となっていることから夜間照明などの設備が老朽化している状況にあります。

（図表2－16）市内屋内スポーツ施設等の開設年度及び経過年数

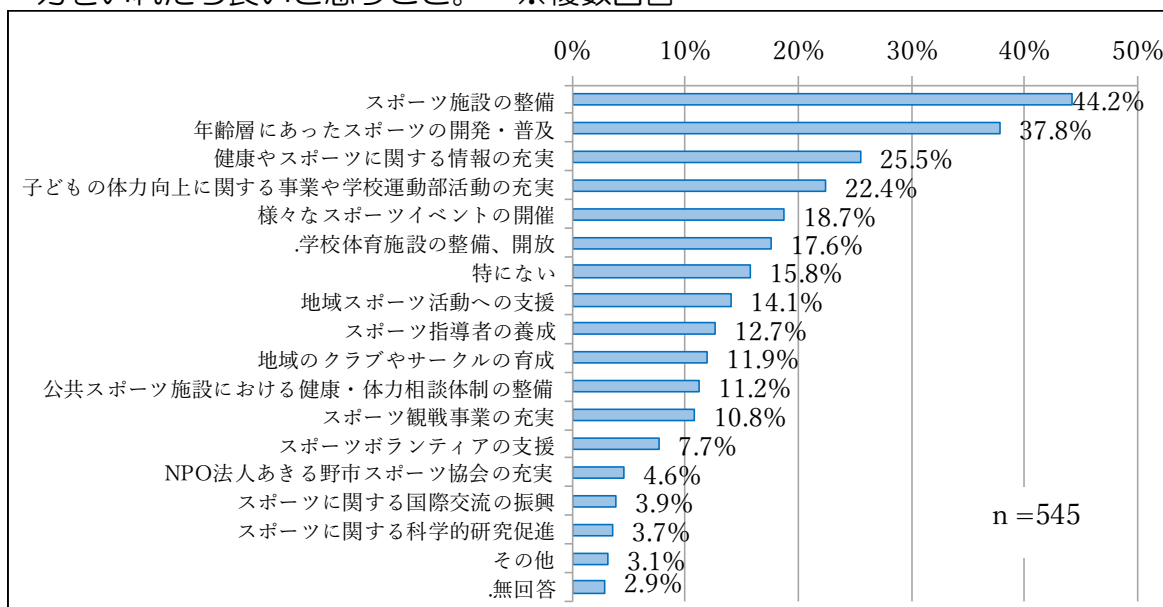
施設名	開設年度	経過年数
秋川体育館	昭和54年 5月	約42年
市民球場	昭和59年 4月	約38年
五日市ファインプラザ	平成 3年 6月	約30年
いきいきセンター	平成 4年10月	約29年
市民プール（屋内水泳場）	平成 8年 6月	約25年

※ 経過年数は令和4（2022）年4月現在

スポーツや運動を振興させるための市の取組としては、「スポーツ施設の整備」が最も期待されています。

多くの人にスポーツや運動を振興させるために、市が力を入れたら良いと思う取組としては、「スポーツ施設の整備」が最も多く、「年齢層にあったスポーツの開発・普及」、「健康やスポーツに関する情報の充実」、「子どもの体力の向上に関する事業や学校運動部活動の充実」と続いています。

（図表2－17）多くの人にスポーツや運動を振興させるために、あきる野市が力をいれたら良いと思うこと。 ※複数回答



イ 「みる」スポーツについて

この１年間にスポーツ競技大会を観戦した日数は、月に１～３日程度が最も多く、東京都全体と同様な傾向にあります。

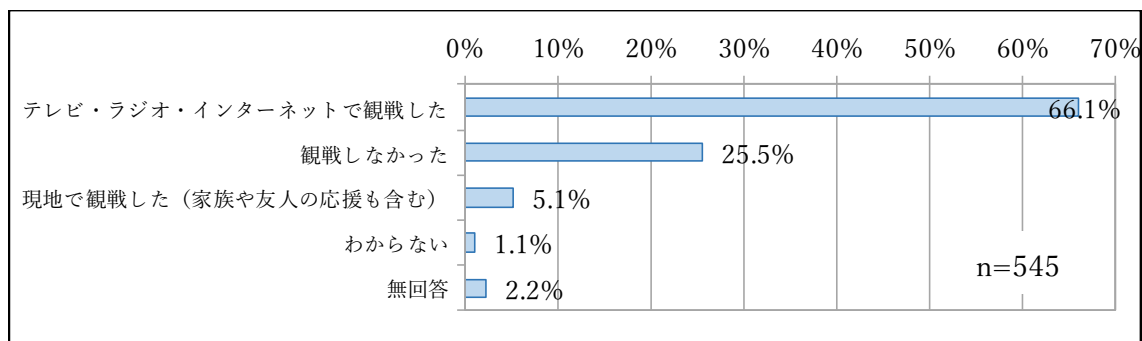
この１年間にスポーツ競技大会（オリンピック・パラリンピック競技大会を除く）を観戦した人の割合は７１．２％となっており、このうち、テレビ・ラジオ・インターネットでの観戦が６６．１％となっています。一方、観戦しなかった人の割合は全体で２５．５％となっています。

観戦した日数は全体では月に１～３日程度が最も多く３１．２％となっています。なお、年代別にみると、２０歳代と４０歳代は３か月に１～２日程度が最も多くなっています。

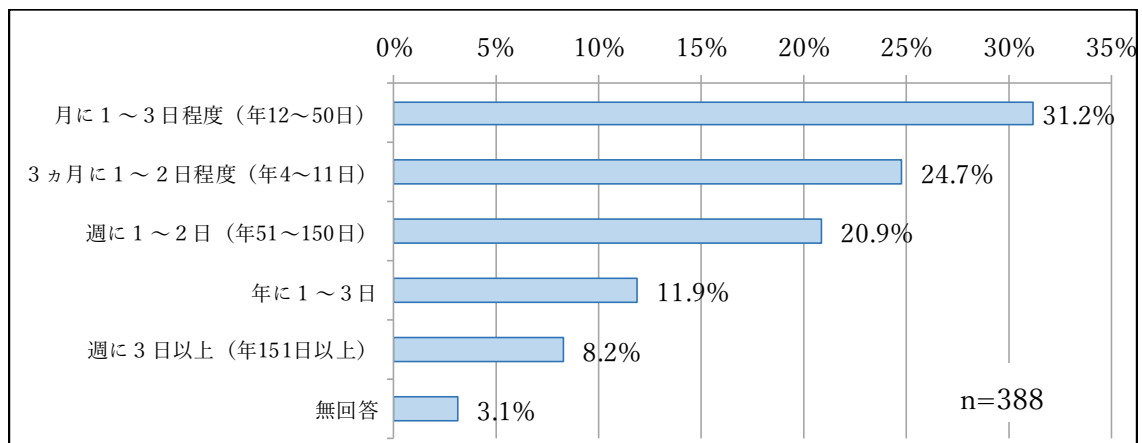
東京都が令和３（２０２１）年１０月に実施した観戦日数の調査結果においても、月に１～３日が最も多くなっています。

観戦して、強く感じたことについては、「感動した」が最も多く、「次回も観戦したいと思った」、「元気が出た」、「気分転換・ストレスが解消した」が続いています。

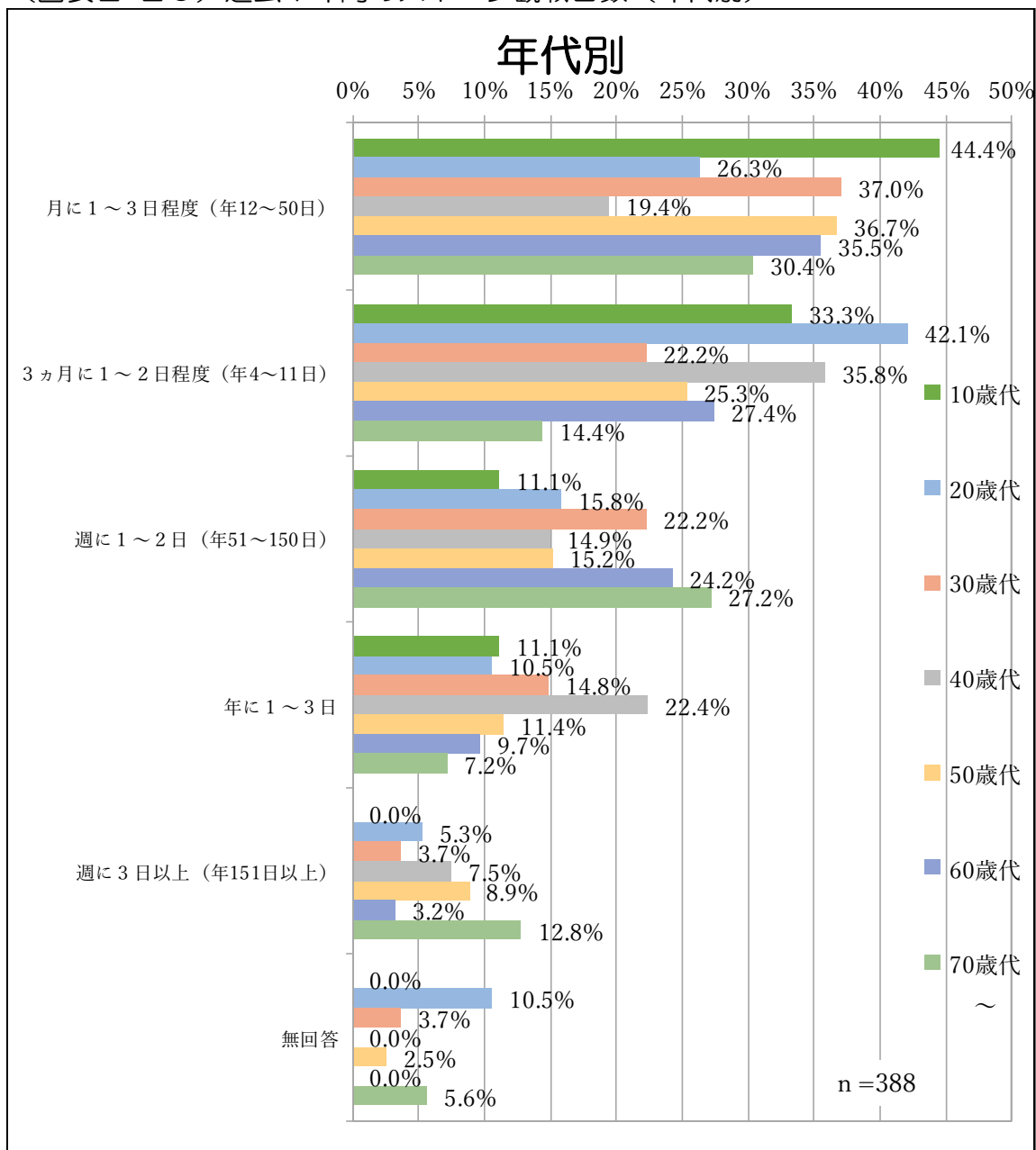
（図表２－１８）過去１年間のスポーツ観戦実績



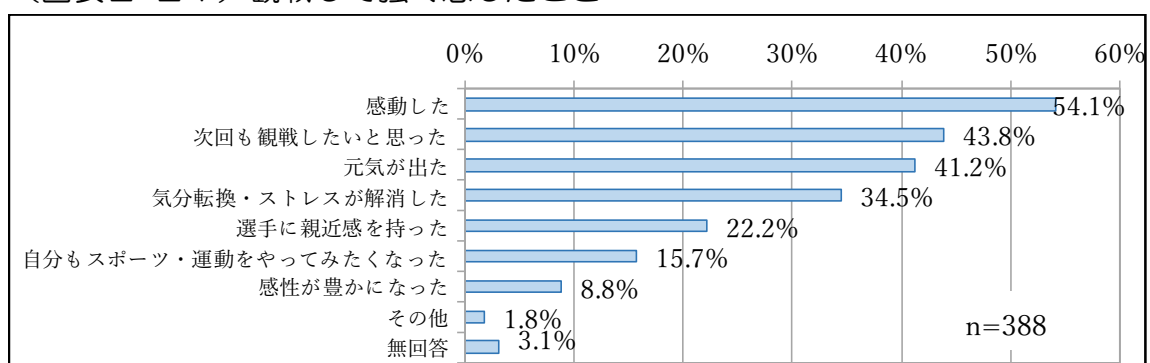
（図表２－１９）過去１年間のスポーツ観戦日数



(図表2-20) 過去1年間のスポーツ観戦日数(年代別)



(図表2-21) 観戦して強く感じたこと

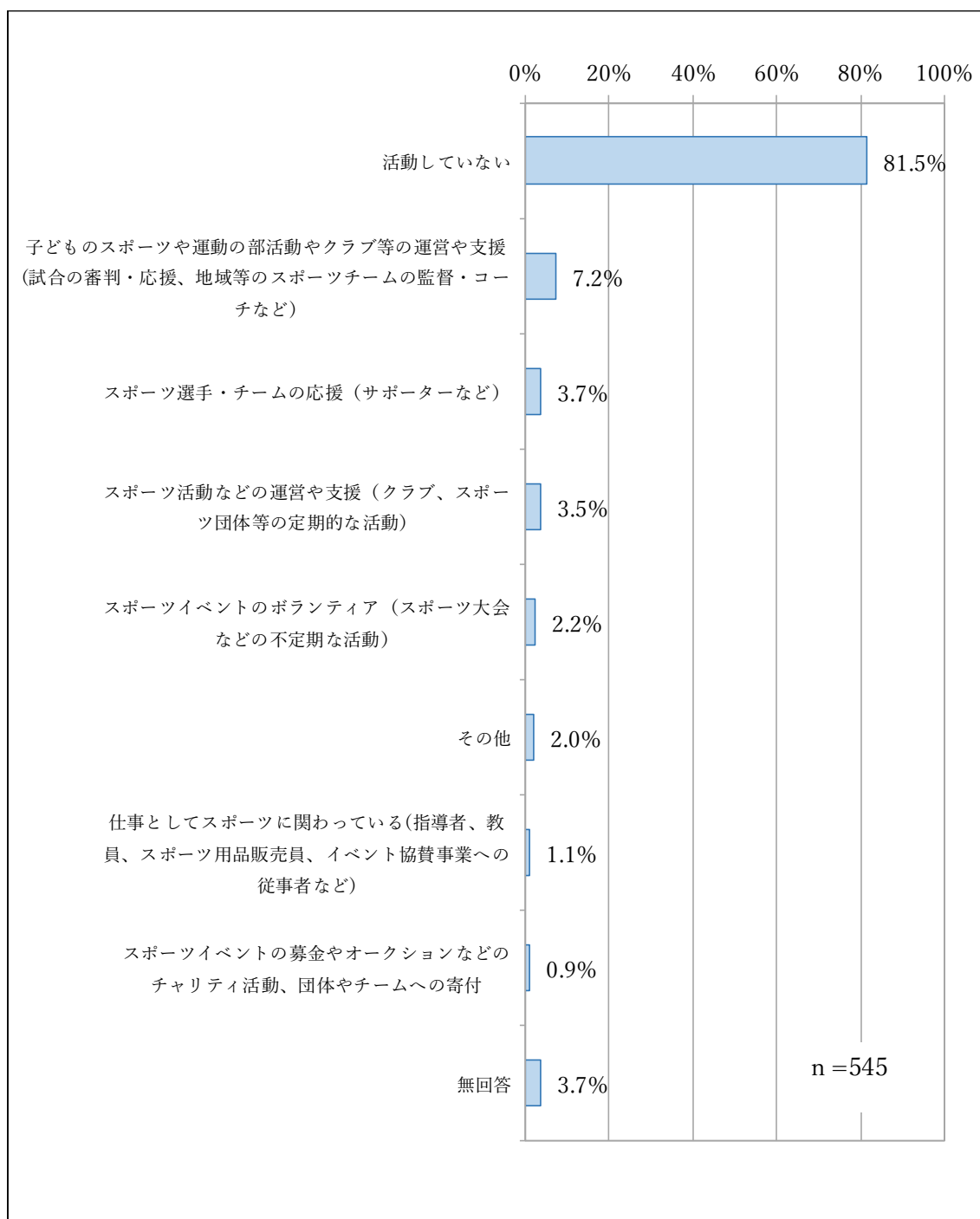


ウ 「ささえる」スポーツについて

スポーツを支える活動は低い水準にあります。

スポーツを支える活動に関する取組状況についてのアンケート結果では、活動を行っていない人の割合が最も高く81.5%となっています。

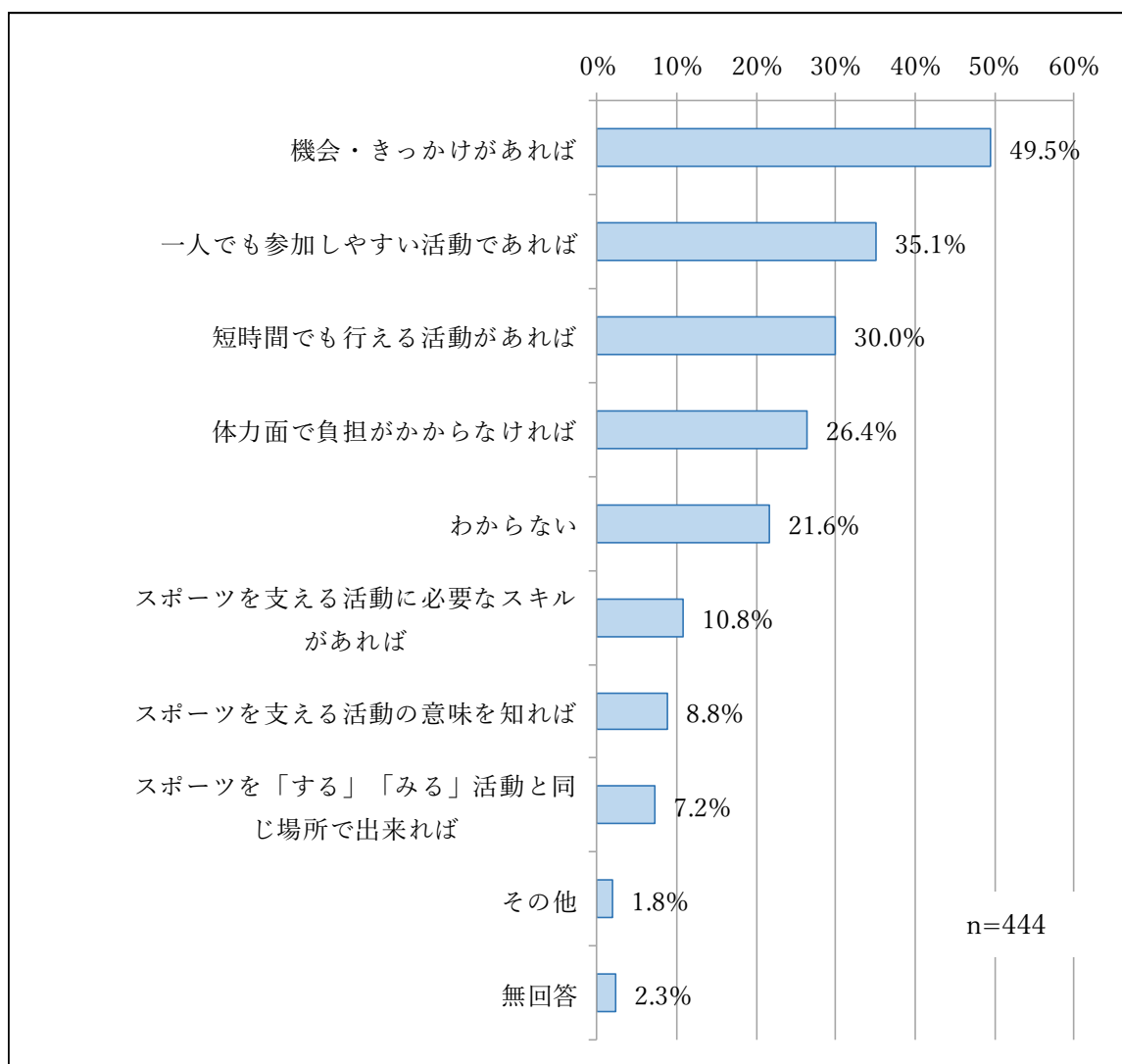
(図表2-22) この1年間に行ったスポーツや運動を支える活動



スポーツや運動を支える活動や活動する人を増やすための環境として「機会・きっかけづくり」が求められています。

スポーツや運動を支える活動や活動する人を増やすために必要となる環境としては、「機会・きっかけがあれば」が最も多く、「一人でも参加しやすい活動であれば」、「短時間でも行える活動があれば」、「体力面で負担がかからなければ」と続いています。

(図表 2-23) スポーツや運動を支える活動や活動する人を増やせると思う環境 ※複数回答



(2) 小中学生の体力・運動能力比較

令和3(2021)年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では体力合計点については、令和元(2019)年度に比べ、男女ともに低下しており、その主な要因としては、令和元(2019)年度から指摘された、運動時間の減少、学習以外のスクリーンタイム※1の増加、肥満である児童生徒の増加について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、更に拍車がかかったと考えられるとされております。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、学校の活動が制限されたことで、体育の授業以外での体力の向上の取組が減少したことも考えられるとされております。※2

令和3(2021)年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果では、全体的な傾向として、体力合計点は、全学年男女とも低下の傾向がみられ、動きを持続する能力(持久力)は、令和元(2019)年度と比較して低下の傾向にある一方、体の柔らかさは、令和元(2019)年度と比較して向上の傾向にあるとされております。また、相関による傾向として、体力合計点は、運動・スポーツの実施頻度・時間(運動時間)が多いほど高い傾向が見られるとされています。※3

あきる野市の子どもについては、平成23(2011)年度に実施された体力・運動能力テストの結果では、市内の小中学生男女の体力合計点では、小学4年生の女子のみが都の平均値を下回る結果となっていました。令和3(2021)年度の結果では、小学4年生から6年生まで男女ともに、都の平均値を下回る結果となっています。

一方、中学生男女では、全学年で都の平均値を上回る結果となっています。

しかしながら、全国平均値と比較すると、中学2年生の男女を除き、全国の平均値を下回る結果となっています。(図表2-24)

※1 スクリーンタイム・・・平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間

※2 令和3(2021)年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から引用(令和2(2020)年度は、コロナの影響により調査中止)

※3 令和3(2021)年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果から引用

(図表2-24) あきる野市の小中学生の体力・運動能力比較

	平成 23 年度 (男子)	東京都（注1）平均との比較								国（注2）平均との比較										
		握力	上 体 起 こ し	長 座 体 前 屈	反 復 横 と び	20m シャトルラン	50m 走	立 ち 幅 跳 び	ソフト ボール 投 げ	体力 合 計 点	握力	上 体 起 こ し	長 座 体 前 屈	反 復 横 と び	20m シャトルラン	50m 走	立 ち 幅 跳 び	ソフト ボール 投 げ	体力 合 計 点	
小学校	1年生	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↑	↑	→	→	↑	↓	↓	↑	↓	↑	↑	
	2年生	↑	↑	↑	↓	↓	→	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↓	↓	→	↓	↓	↓	
	3年生	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	→	↑	↑	↓	
	4年生	↓	↓	↑	↑	↓	↓	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓	↑	↓	↓	
	5年生	↓	↑	↑	↓	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↑	↓	↓	
	6年生	↓	↑	↓	↓	↑	→	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↑	↓	↓	
中学校	1年生	↑	↓	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
	2年生	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	→	↓	
	3年生	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↓	
小学校	令和 3 年度 (男子)	東京都（注1）平均との比較								国（注2）平均との比較										
		握力	上 体 起 こ し	長 座 体 前 屈	反 復 横 と び	20m シャトルラン	50m 走	立 ち 幅 跳 び	ソフト ボール 投 げ	体力 合 計 点	握力	上 体 起 こ し	長 座 体 前 屈	反 復 横 と び	20m シャトルラン	50m 走	立 ち 幅 跳 び	ソフト ボール 投 げ	体力 合 計 点	
		1年生	→	↓	↑	↓	↓	↑	↓	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓	↓	↓	↓
		2年生	↓	↓	↑	↓	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↓	→	↓
		3年生	↓	↓	↑	↓	↑	↑	↓	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓
		4年生	↓	↓	↑	↓	↑	→	↓	↑	↓	↓	↓	↑	↓	↓	→	↓	↓	↓
		5年生	↓	↓	↑	↓	↓	↓	↓	↑	↓	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓
		6年生	↓	↓	↑	↓	↑	↑	↓	↑	↓	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓
中学校	1年生	↑	→	↑	↓	↑	→	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↑	↓	
	2年生	↑	↑	↑	↑	↑	→	↑	↓	↑	→	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↑	
	3年生	↑	↓	↑	↑	↑	→	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↓	

凡例 ↑高い ↓低い →同じ 注1：東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査

注2：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

<注>・ 中学生の20mシャトルランは、持久走になります。

・ 中学生のソフトボール投げは、ハンドボール投げになります。

・ 全国の小学5年生と中学2年生は、調査対象者が全員となります。また、その他の学年については、年代別に1,000人程度の抽出との比較となります。

	平成 23 年度 (女子)	東京都（注1）平均との比較								国（注2）平均との比較									
		握力	上 体 起 こ し	長 座 体 前 屈	反 復 横 と び	20m シャトルラン	50m 走	立 ち 幅 跳 び	ソフト ボール 投げ	体力 合計 点	握力	上 体 起 こ し	長 座 体 前 屈	反 復 横 と び	20m シャトルラン	50m 走	立 ち 幅 跳 び	ソフト ボール 投げ	体力 合計 点
小学校	1年生	↑	→	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	→	↓	↓	↓	↓
	2年生	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↓	↓	↑	↓	↑	↑	↑
	3年生	↑	↓	↑	↑	↓	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↓	↓	→	↑	↑	↑	↓
	4年生	↓	↓	↑	↓	↓	↓	↑	↑	↓	↓	↓	↑	↓	↓	↓	↓	↑	↓
	5年生	↓	→	↑	↓	↓	→	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↓	→	↓
	6年生	↓	↑	↓	↓	→	→	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↑	↓
中学校	1年生	↑	↓	↑	↑	↑	→	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓	↓	↑	↓
	2年生	↓	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↑	↓
	3年生	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↑	↑	→	↓	↑	↓	↓

	令和 3 年度 (女子)	東京都（注１）平均との比較								国（注２）平均との比較									
		握力	上 体 起 こ し	長 座 体 前 屈	反 復 横 と び	20m シャトルラン	50m 走	立 ち 幅 跳 び	ソフト ボール 投げ	体力 合計 点	握力	上 体 起 こ し	長 座 体 前 屈	反 復 横 と び	20m シャトルラン	50m 走	立 ち 幅 跳 び	ソフト ボール 投げ	体力 合計 点
小学校	1年生	→	→	↑	↓	↓	↑	↓	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓
	2年生	↓	↓	↑	↓	↑	↑	↓	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↓	↑	↓
	3年生	↓	↑	→	↓	↑	↑	↓	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↓	→	↓	↓	↓
	4年生	↓	↓	↑	↓	↓	→	↓	↑	↓	↓	↓	↑	↓	↓	→	↓	↑	↓
	5年生	↓	↓	→	↓	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓	↑	↓	↓	→	↓	↑	↓
	6年生	↓	↓	↑	↓	↑	→	↓	↑	↓	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↓
中学校	1年生	↑	↓	→	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↑	↑	↑	↓	↑	↓
	2年生	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	3年生	↑	↓	↑	↑	↑	→	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↑	↑	↓	↓	↑	↓

凡例 ↑高い ↓低い →同じ 注1：東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査

注2：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

<注>・ 中学生の20mシャトルランは、持久走になります。
・ 中学生のソフトボール投げは、ハンドボール投げになります。
・ 全国の小学5年生と中学2年生は、調査対象者が全員となります。また、その他の学年については、年代別に1,000人程度の抽出との比較となります。

(3) 市のスポーツ団体の状況

市内には、各種スポーツ関係団体があり、活発な活動が行われている一方で、人口減少、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症などの影響により、団体数や会員数は、おおむね減少傾向にあります。

ア スポーツ協会

スポーツ協会は、競技スポーツとレクリエーションスポーツを振興し、広くあきる野市民に対して、スポーツ大会の開催、指導者の育成、体育施設の管理及びスポーツ少年団の育成等を行い、市民の健全な心身の育成と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする団体です。

令和4（2022）年4月現在、加盟団体は31団体あり、また、スポーツ少年団は11団体となっています。

加盟団体の団体数については、第1次計画の策定年度である平成25（2013）年4月時点に比べ、令和4（2022）年4月時点で2団体増加していますが、会員数については、1,881人の減少となっています。

また、スポーツ少年団については、団体数が2団体、会員数は255人の減少となっております。

（図表2-25）スポーツ協会加盟団体数等の推移

	平成25年4月		令和4年4月	
加盟団体	29団体	7,246人	31団体	5,365人
スポーツ少年団	13団体	1,353人	11団体	1,098人

イ 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、身近な地域でスポーツを親しむことができるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツ（多種目）を愛好する市民が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）特徴を持っています。

また、このクラブの運営は、地域住民によって自主的・主体的に運営されています。

市内には、平成22（2010）年2月に秋川地域を中心に活動する「一般社団法人あきる野総合スポーツクラブ（以下、「アスポルト」という。）」が設立され、また、平成24（2012）年4月に、五日市地域を中心に活動する「五日市総合型地域スポーツクラブ（以下、「五日市クラブ」という。）」が設

立されています。

この二つのクラブでは、それぞれの地域において、子どもの将来を見据えた健全な子どものスポーツ環境の構築、スポーツや文化活動を通じた地域づくりなどに向けた多様な活動が行われています。

二つのクラブとも会員数は、設立後増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によるプログラムの休止などを受け、平成27(2015)年度をピークに減少傾向が見られます。

令和4(2022)年3月末現在では、アスポルトが約460人、五日市クラブが約190人となっています。

(図表2-26) 総合型地域スポーツクラブ数等の推移

	平成24年度	平成27年度	令和3年度
団体数	2団体	2団体	2団体
会員数	約560人	約920人	約650人
＜会員数の内訳＞			
アスポルト	約460人	約640人	約460人
五日市クラブ	約100人	280人	約190人

* 各年度3月末現在

ウ 社会教育関係団体

市では、社会教育関係団体への登録制度を設けており、登録した団体に対して、活動の場の提供や会員募集などの支援を行っています。

スポーツ関係の社会教育関係団体への登録数は、平成24(2012)年度で82団体ありましたが、令和4(2022)年4月現在では、63団体となっています。

(図表2-27) 社会教育関係団体数の推移

	平成24年度	令和4年4月
団体数	82団体	63団体

エ スポーツを支える指導者・スポーツボランティアの状況

市では、様々なスポーツイベントや大会を開催しています。これらの開催に当たっては、スポーツ協会加盟団体やスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブなどに運営を支えていただいています。

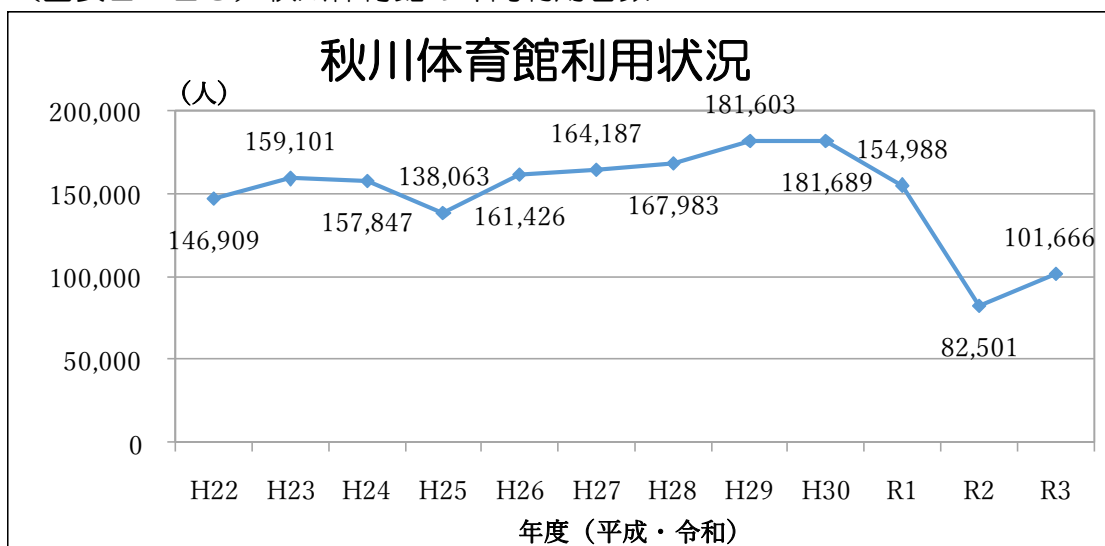
また、これまで実施されてきましたスポーツ祭東京2013（東京多摩国体）の開催時や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う聖火リレー（中止）に当たっては、多くの市民の皆さんにボランティアとして応募やご協力をいただきました。

（４）市のスポーツ施設

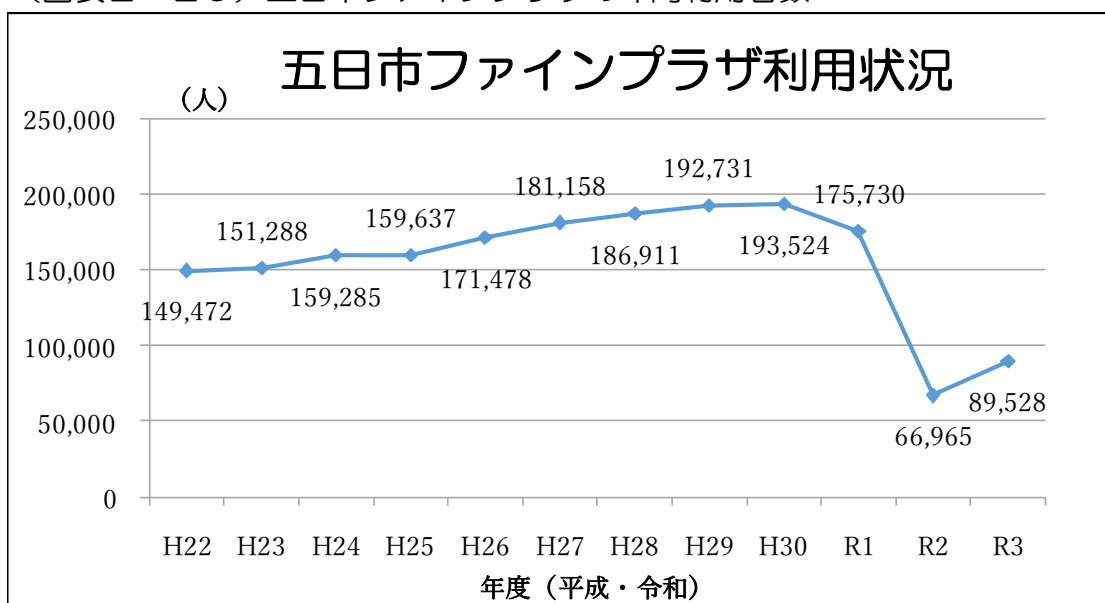
ア 秋川体育館などの利用状況

各施設により、横ばい、増加など傾向が異なりますが、令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての施設で利用者数が減少しています。

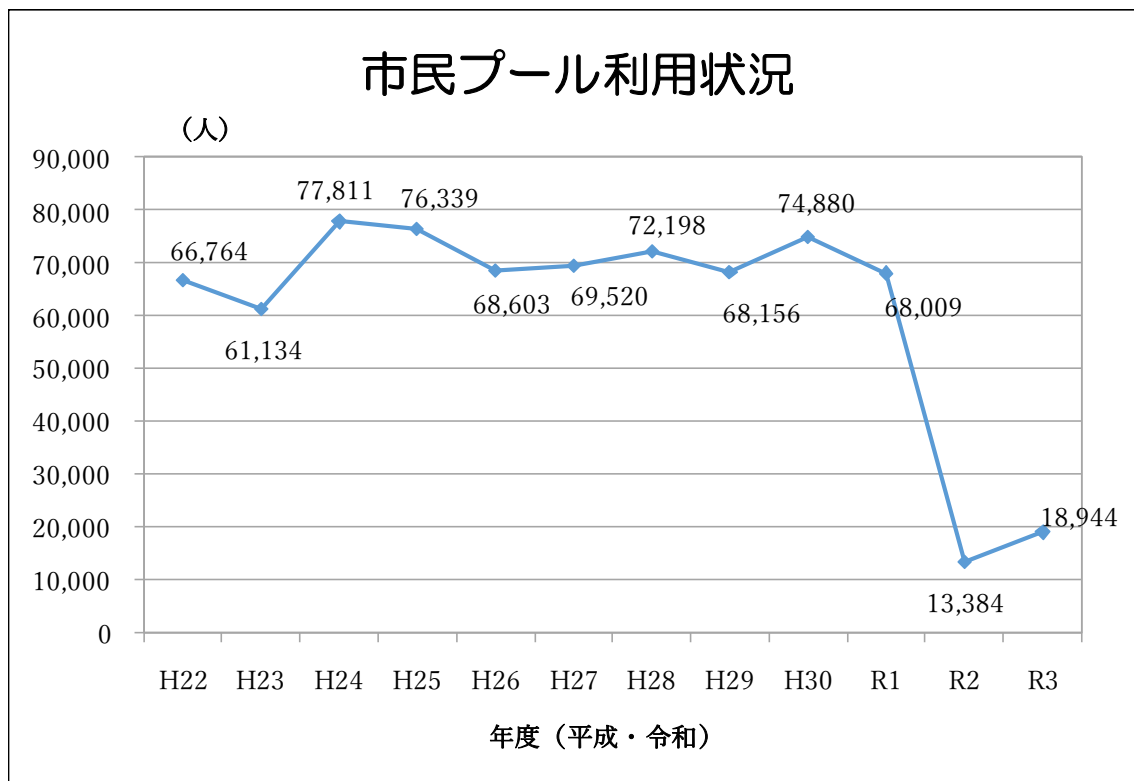
（図表2－28）秋川体育館の年間利用者数



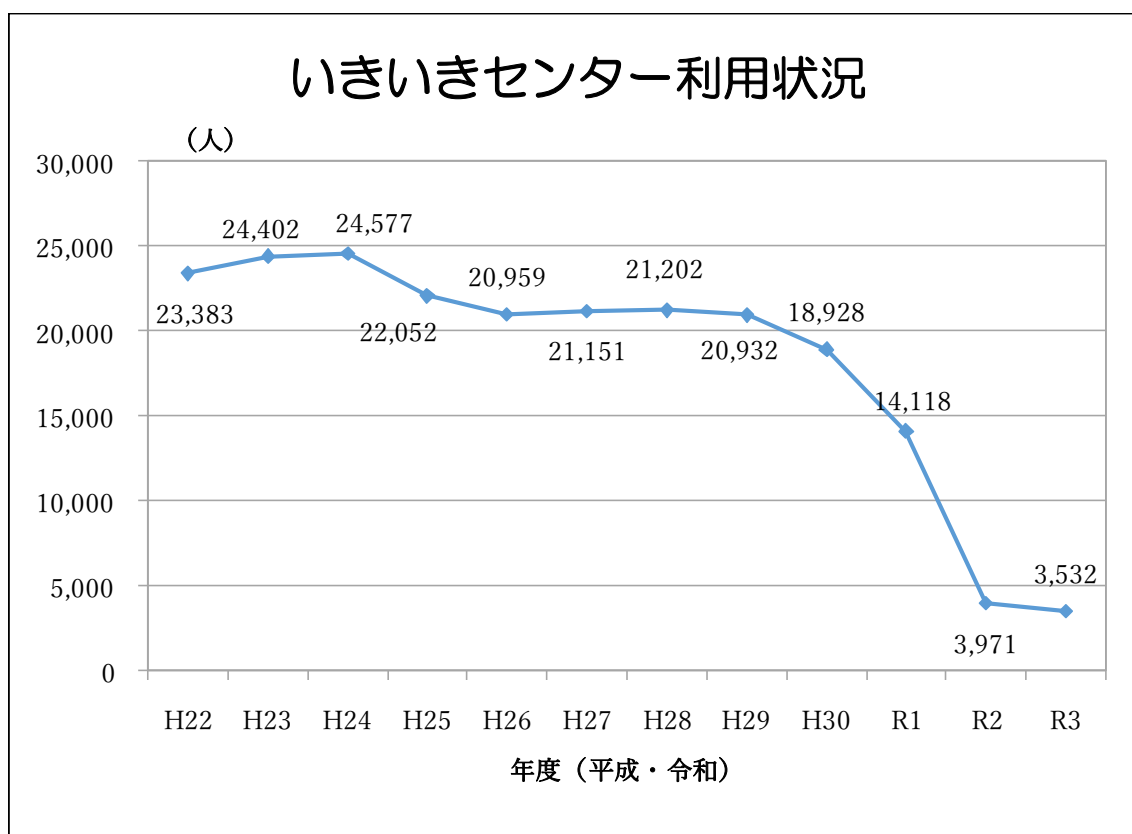
（図表2－29）五日市ファインプラザの年間利用者数



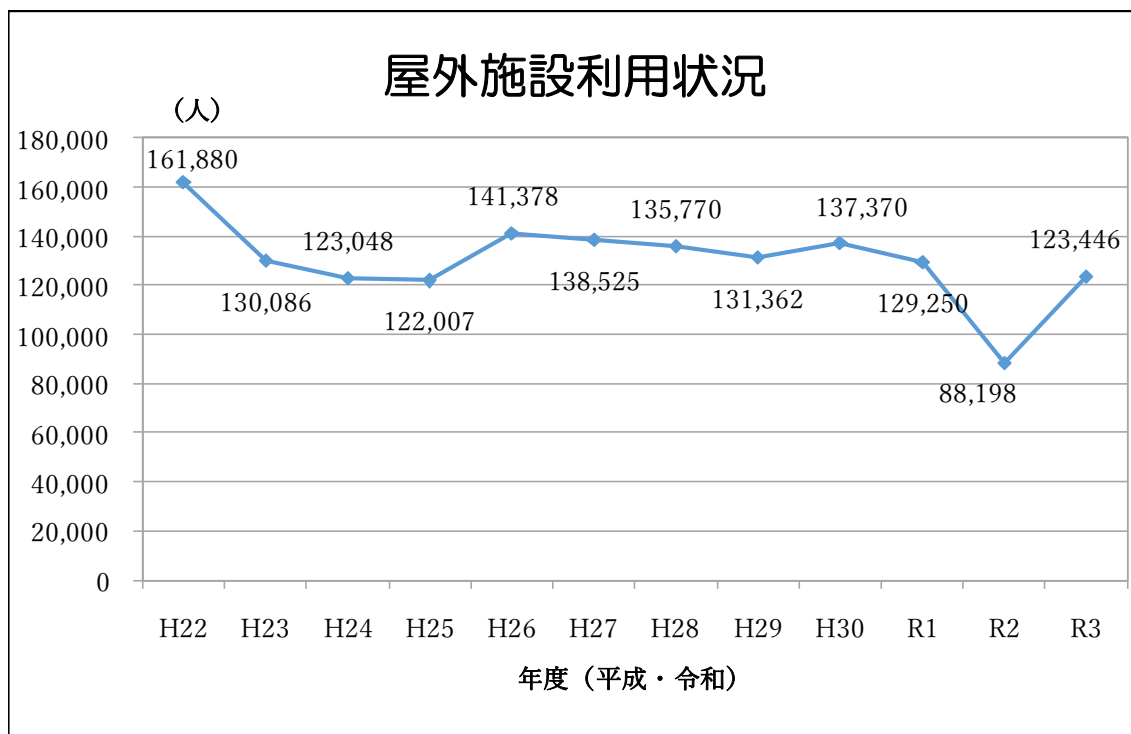
(図表2-30) 市民プールの年間利用者数



(図表2-31) いきいきセンターの年間利用者数



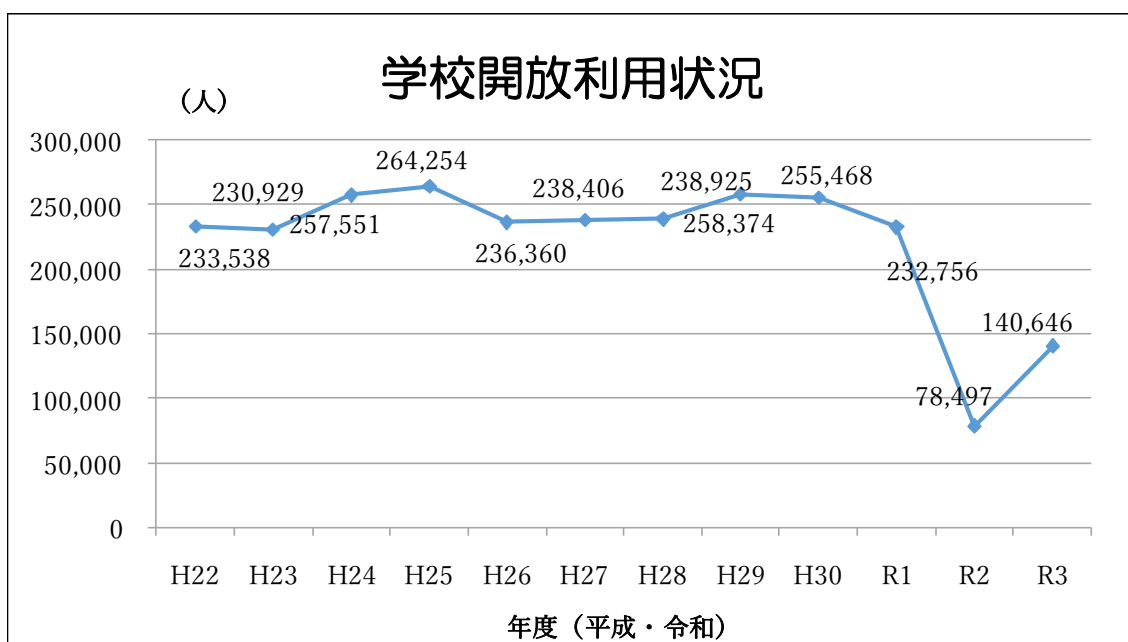
（図表２－３２）屋外施設の年間利用者数



イ 学校開放の利用状況

市では、小中学校の校庭、体育館等を学校教育に支障のない範囲で、スポーツでの利用などに開放しています。利用者数は、おおむね令和元（２０１９）年度までは横ばい傾向にありましたが、令和２（２０２０）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少しています。

（図表２－３３）学校開放の年間利用者数



ウ 公立体育施設の現状

公立体育施設の数、多摩地域の26市の中で、あきる野市は恵まれていることがわかります。(図表2-34)

特に、屋内水泳場、野球場、テニスコート、トレーニング場は他市に比べて多く設置されています。

しかしながら、これらの施設は老朽化といった課題に直面しております。

今後、少子高齢化が一層進んでいく中で、計画的に施設の在り方を検討しつつ、スポーツをする場の確保・充実を図っていく必要があります。



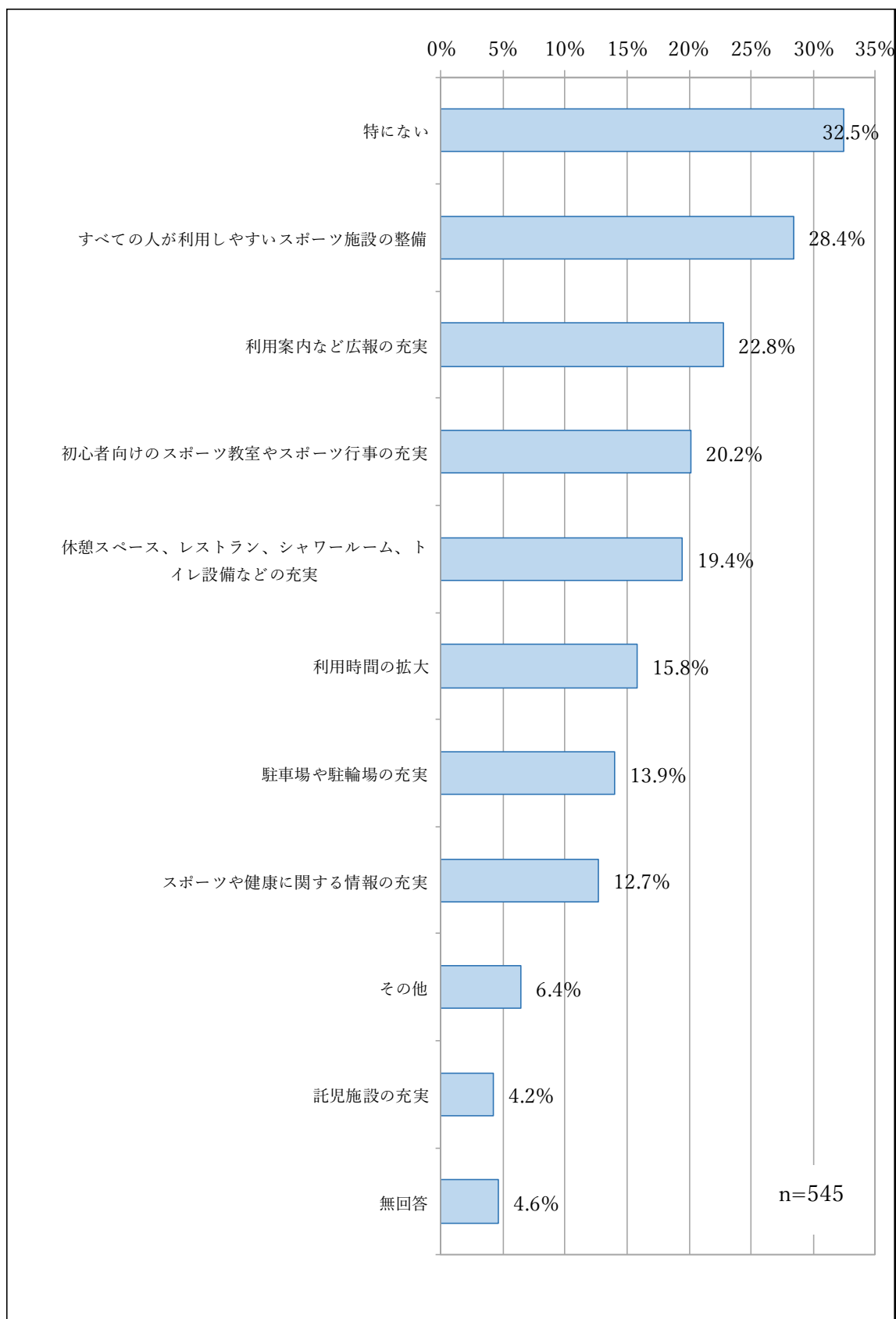
(図表2-34) 公立体育施設の状況

市町村名	人口(人)	陸上競技場	球技場	多目的運動広場	硬式野球場	軟式野球場	少年野球場	テニスコート(クレー)	テニスコート(砂入り人工芝)	テニスコート(ハード)	ゲートボール場	屋内水泳場	屋外水泳場	体育館	トレーニング場	柔道場	剣道場	武道場	相撲場	弓道場	アーチェリー場	ランニングコース	サイクリングコース	健康体力相談室	スケート場	射撃場	卓球場	クライミングウォール	その他
八王子市	561,828	2	4	1	2	7	2	1	10	2	1	2	4	12	2	1				1		1			1				4
立川市	184,577	1		3	1	5	3	2	2		3	3		4	2	1	2		1	1		2		1	1			1	1
武蔵野市	147,643	1		3		1			1			2	2	3	1	1	1			1				1	1		1		1
三鷹市	190,126		2	3		2	1	1	1	1	1	3		5	1			1	1	1	1	1							
青梅市	132,145	1	2		1	3	2	3	2	1			7	3	2					1									
府中市	260,255	1	6	1	1	3	3	1	12	1	3	2	15	9	2			2	1	1						1	1		2
昭島市	113,552	1	4		1	2		2	1			1	3	5	1	1	1			1								1	
調布市	237,815		7		1	3	3	1	4		7	1	4	5	1							1							3
町田市	429,152	1		12	1	5			7			3		4	3	1	1			1									3
小金井市	123,828			1				1	1			3		2	2	1	1					1							1
小平市	195,543	1		5					3			1	6	3	1			3		2							1		2
日野市	187,027	1	3			2	4	1	2	1		1	3	2	1	1													3
東村山市	151,575	1					1	1	1		6	1	1	2	1		1	1		1				1			1		6
国分寺市	126,862			2					2		2	2		6	2			1											
国立市	76,371		1			2	1		3			1		3	2								1						
福生市	57,024	1	1			3	4		2	2			4	5	2	1	1			1							1		2
狛江市	83,268			3		1			2				2	4	1			1					1						2
東大和市	85,317			1		1			1		3		4	2	1			1					1						
清瀬市	74,905		1	2		2		1	3		5		3	2	1			1											2
東久留米市	117,007			4		2		5	1			1		3	1	1	1			1							1		2
武蔵村山市	72,023	1		4		3	1	2	1				2	2	1	1							2						1
多摩市	148,479	1	3		1	4		2	8			4		2	2			2		1							1		2
稲城市	92,262	1	2	7		2		1	3	1	1		1	4	1	1	1			1		1							3
羽村市	54,725	1	3	1		2			2			2	1	2	2	1				1							1		7
あきる野市	80,221		2	1	1	2	2	1	3			3	4	4	3	1	1	1	1	1	1								1
西東京市	206,047		3	2		2		1	2		1	2		6	2	1	1	1				1							2

出典：東京市町村自治調査会、多摩地域データブック令和3（2021）年版

＊人口：令和3（2021）年1月1日現在 ＊施設の状況：令和2（2020）年10月1日現在

(図表2-35) 公共スポーツ施設への要望



（５）課題の整理

本計画では、国や東京都と同様に、自らスポーツ活動を行う「する」スポーツ、スポーツを観戦する「みる」スポーツ、地域の指導者、審判員、ボランティアなど「ささえる」スポーツといった「する」、「みる」、「ささえる」の３つの視点を、スポーツの関わり方として捉えています。

上記（１）から（４）で記載した状況をスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の３つの視点に基づき課題を整理すると以下のとおりとなります。

（図表２－３６）３つの視点に基づく課題の整理

分野	課 題
する	子育て世代・働き盛り世代の低いスポーツ実施率、スポーツの活動場所の確保、パラスポーツの低い実施率、コロナ禍の影響に伴うスポーツや運動の機会の減少、スポーツ施設の老朽化、スポーツ団体・会員数の減少
みる	スポーツをみることの魅力発信、スポーツをみる機会の創出
ささえる	スポーツを支える活動への低い参加率、参加する機会・きっかけづくりの不足、スポーツ団体・会員数の減少

４ スポーツ推進に向けた方向性

令和４（２０２２）年３月に国において策定された第３期スポーツ基本計画では、国民の皆がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」といった様々な形で自発的にスポーツ活動に参画し、そのことを通して楽しさや喜びを得て、日常生活や心が Well-being な状態へとつながることを目指すとされています。

また、この中で、スポーツの価値を更に高めるための新たな３つの視点が示されています。

（図表２－３７）スポーツの価値を更に高めるための新たな３つの視点

１ スポーツを「つくる/はぐくむ」
社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。
２ スポーツで「あつまり、ともに、つながる」
様々な立場・背景・特性を有した人・組織が集まり、課題の対応や活動の実施を図る。
３ スポーツに「誰もがアクセスできる」
性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

出典：第３期スポーツ基本計画（令和４（２０２２）年３月２５日）

本市の今後のスポーツの推進に当たっては、本市を取り巻く環境の変化やそれに伴うスポーツの在り方、国の第3期スポーツ基本計画で示された新たな3つの視点、上記「3 スポーツ推進に関する現状と課題」で整理した「する」、「みる」、「ささえる」の各分野における課題等を踏まえ、誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちの形成に向け、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会を充実させ、スポーツに参画する人口の拡大につながる取組が必要です。

必要となる取組については次のとおりとします。

（図表2-38）今後の本市のスポーツ推進において必要となる取組

誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、身近で気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツを「する」・「みる」機会を更に充実させるための取組
スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず誰もが共に楽しめるパラスポーツを通じてお互いを理解し、共に楽しめる機会を充実させるための取組
地域のスポーツ環境の充実に向けて、地域団体の主体的な活動を推進するとともに、指導者・ボランティアの育成などスポーツを「ささえる」担い手を充実させるための取組
市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康増進や体力向上を図る活動を手軽かつ継続的に取り組めるよう、地域の豊かな自然環境を生かしたスポーツ活動を推進していくための取組
スポーツ活動を楽しむ機会の充実・確保に向けて、スポーツ活動推進の場を提供していくための取組

第3章 基本理念・目標

1 基本理念

みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」
～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～

スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適正等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」としています。

また、スポーツは、スポーツをすることにより喜びや達成感を得たり、スポーツを見ることで多くの人に感動を与えるなど、スポーツそのものが持つ力のほか、次代を担う青少年の健全育成や地域の活性化、健康及び体力の保持増進、相互理解、社会・経済の活力の創造など、国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

こうしたことを踏まえ、引き続き、身近でかつ気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりを、市民と行政、関係する組織や団体が連携・協働して取り組んでいく必要があります。

このことから、本市のスポーツ推進の基本理念を第1次計画から引き続き、『みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～』と定めます。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、第2章で掲げた「あきる野市を取り巻く現状と課題」に基づき、次の5つを基本目標とします。

基本目標 1
多様な主体が参加できるスポーツの機会の創出・提供
～ライフステージ・ライフスタイルに応じた活動機会の充実～ スポーツにはウォーキングや体操などの比較的軽い運動から、競技性の高い種目、また、楽しみながら身体を動かすレクリエーションなど、多種多様な種目があります。 誰もが生涯を通じてスポーツを身近に感じ、親しみ楽しむことができるよう、年齢や体力レベル、障害の有無などに応じた様々なスポーツ活動の機会を創出、提供し、スポーツ活動を推進します。

基本目標 2 スポーツを通じた共生社会の実現
～パラスポーツの推進～ パラスポーツは、障害の有無に関わらず、誰もが楽しむことができるユニバーサルなスポーツと言えます。 この「ユニバーサルスポーツ」の考えの下、様々な状況にある人が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しみ、お互いを理解し支え合うことで、人々の意識を変化させ、共生社会が実現できるよう取組を進めていきます。 東京2020パラリンピック競技大会や北京2022パラリンピック冬季競技大会では、メディアによる競技の放映が増え、また、本市出身のパラスリートの活躍などにより、多くの方がその姿に感銘を受けるなど、パラスポーツへの関心が高まっております。 これを一過性のものとせず、障害の有無に関わらず誰もが共にスポーツを楽しんだり、観戦を楽しむことができるよう関係機関などと連携し、取組を進めていきます。
基本目標 3 誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の構築
～地域団体との連携によるスポーツの振興～ スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなど多様な主体と連携し、様々なスポーツ事業を開催するとともに、地域団体の主体的な活動を支援し、スポーツ活動を支える担い手を充実させる取組を推進します。 また、ライフステージに応じた指導ができる指導者の育成やボランティアの育成、参加を促進し、地域の自主的なスポーツ活動の振興を図ります。
基本目標 4 市の特性を生かしたスポーツの推進
～スポーツによるまちづくり～ 市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康増進や体力の向上を図る活動を手軽かつ継続的に取り組めるよう、地域の豊かな自然環境を生かしたウォーキングやアウトドアスポーツなど、市の特性を生かしたスポーツ活動を推進するとともに、「あるきたくなる街あきる野」を目指したまちづくりを連動して推進します。 また、あきる野市在住・出身のトップアスリートと連携し、スポーツによるまちづくりを推進します。

基本目標5 スポーツに親しめる場の提供
～スポーツをする場の整備・確保～ 誰もが気軽にスポーツや運動に親しむことができる環境づくりに向けて、引き続き学校施設の開放や既存施設等の整備・充実など、スポーツに親しむ場の整備を行うとともに、指定管理者と連携し、多様なニーズに対応できるよう施設の効率的な管理、サービスの向上に努めていきます。 また、都立秋留台公園や都立特別支援学校などと連携を図り、スポーツ活動の場の確保に努めていきます。

3 数値目標

第1次計画における実績値及び国、東京都の目標値を勘案し、第1次計画から引き続き、成人の週1回以上のスポーツ実施率70%を目標値とします。

数値目標

成人の週1回以上のスポーツ実施率 70%

項 目	実績値		目標値
	平成22年度	令和3年度	令和8年度
成人の週1回以上のスポーツ実施率	52.0%	59.3%	70%

※ 令和9（2027）年度以降は70%を維持

（参考）

国及び東京都における成人の週1回以上のスポーツ実施率の目標値等

項 目	実績値		目標値
	平成21年度	令和3年度	国：令和8年度 都：令和6年度
全国平均	45.3%	56.4%	70%
東京都平均	43.4%	68.9%	70%以上



第4章 具体的施策の展開

基本目標 1

多様な主体が参加できるスポーツの機会の創出・提供

～ライフステージ・ライフスタイルに応じた活動機会の充実～

スポーツにはウォーキングや体操などの比較的軽い運動から、競技性の高い種目、また、楽しみながら身体を動かすレクリエーションなど、多種多様な種目があります。

誰もが生涯を通じてスポーツを身近に感じ、親しみ楽しむことができるよう、年齢や体力レベル、障害の有無などに応じた様々なスポーツ活動の機会をスポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどの地域団体や、指定管理者などとの協働により、創出、提供し、スポーツ活動を推進します。

(1) 身近にスポーツを楽しむきっかけづくり

ライフステージ・ライフスタイルなどに応じ、その時々楽しめるスポーツ教室の開催や、健康増進などに関する情報を発信するなどして、生涯にわたってスポーツを楽しむことができるよう、スポーツを行うきっかけをつくります。

また、日頃の成果を発揮する場として広く市民が参加できるスポーツ大会などを開催します。

ア スポーツを「する」機会の充実

主な取組	概 要
教室の開催	様々なニーズに対応できるよう、多様なプログラムを提供し、誰もがスポーツに触れ、楽しむことができる機会を提供していきます。
情報の発信	家庭で気軽に実施できるスポーツや軽運動の情報などを発信していきます。
スポーツ大会やイベントの開催	大会やスポーツイベントなどを開催し、市民相互の交流を深め、スポーツ推進活動の活性化を図ります。 スポーツに親しみ、健康な心身を培うため定められた「スポーツの日」を記念し、市民が気軽にスポーツに親しみることができるよう、施設の開放やイベントなどを実施していきます。

主な取組	概 要
健康の増進	スポーツと健康との関連情報を提供するなどして、スポーツを習慣化する人を増やし、健康増進を図ります。

イ スポーツを「みる」機会の充実

主な取組	概 要
パブリックビューイング※	市内在住のトップアスリートが出場する国際大会などでは、市民一同が集い、大型の映像装置を利用して応援する機会（パブリックビューイング）を設け、スポーツの持つ一体感やスポーツへの関心を高める契機をつくります。
トップアスリートとの交流イベントの開催	元プロスポーツ選手や実業団のスポーツチームを招へいしたイベントの実施に向け取組を進めていきます。

※ パブリックビューイング・・・スタジアムや会館などで、大型の映像装置を利用して観戦を行うイベント

（２）子ども※¹のスポーツ活動の推進

人生１００年時代を迎えるに当たり、生涯を通じて健やかに過ごすためには、運動・スポーツを通じて健康増進や健康寿命の延伸を実現することが必要不可欠であるとされており、運動習慣形成には幼児期の経験が重要であると言われております。

また、スポーツ庁における「体力・運動能力調査」では、成人のスポーツ習慣と、小学生時に運動を楽しんでいたことには強い相関が認められています。さらに、小学生時に運動を楽しんだ子どもは、未就学時の外遊び回数が多いことが指摘されています。

このように、幼児期の運動習慣づくりは、子どもの体力向上はもとより、成人以降のスポーツ習慣や高齢期以降の健康の保持にも大きな影響を及ぼすものであることから、幼児期からの望ましい運動習慣の形成に取り組むことが必要です。※²

生涯にわたってスポーツに親しみながら豊かなライフスタイルを形成する習慣、意欲、能力を育てるために、子どもや親子で一緒に楽しめるスポーツ事業を実施します。

※１ 子ども・・・本計画における「子ども」とは、０歳から１８歳未満までの者としてします。

※２ 参考引用：スポーツ庁「幼児期からの運動習慣形成プロジェクト（幼児期からの運動遊び普及事業）」

スポーツを「する」機会の充実

主な取組	概 要
教室の開催	子どもや親子を対象としたプログラムを提供し、幼児期からスポーツに触れ、楽しむことができる機会を提供していきます。
情報の発信	運動習慣の形成に取り組むきっかけづくりとなる親子で楽しむことができるスポーツ情報などを発信していきます。
スポーツ大会やイベントの開催	子どもや親子を対象とした大会やイベントを開催し、相互の理解や協調性、交流を深める機会を提供していきます。
スポーツに親しむ機会の創出・提供	未就園児に対する保育園の園庭開放、学校施設の開放、放課後子ども教室の実施などにより、スポーツに親しむ機会を提供します。 また、勝敗を競う競技スポーツではなく、個々人の目的に合わせ、体を動かすことを楽しむことができる機会を創出し提供していきます。
学校におけるスポーツの充実と体力の向上	体育の授業などを通じて、運動好きな子どもや日常から運動に親しむ子どもを増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成を図ります。
運動部活動の地域移行	地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法などを検討し実行します。



運動部活動の地域移行とは？

中学校等の運動部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきています。少子化の進展により、中学校等の生徒数や教師数は大幅に減少しており、部員が集まらないことにより、大会への出場だけでなく日頃の練習すらままならない状況が見られるようになっていきます。また、生徒の多様な志向や体力等に応じて新たな活動に取り組むことなどが難しくなっています。

このような状況を受け、国では学校の運動部活動では支えきれなくなっている中学生等のスポーツ環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも、将来にわたり我が国の子どもたちがスポーツに継続的に親しむことができる機会を確保する必要がある、このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるとしています。



（３）成人のスポーツ活動の推進

スポーツ庁における「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の結果では、年代別スポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の２０歳代から５０歳代で落ち込む傾向があり、また、テレワークの浸透などによる運動不足やそれを一因とする耐糖能異常、脂質異常、高血圧、肥満などの生活習慣病、外出制限などによるメンタル不調の課題が増加しているとされています。

本市における市民アンケート結果からも、年代別スポーツ実施率は国と同様に、働く世代・子育て世代の２０歳代から４０歳代で落ち込む傾向があります。

これらスポーツ実施率が低い世代に対して隙間時間などに気軽に行えるスポーツ情報の提供や、夜間のスポーツ教室、託児付のスポーツ教室を開催するなど、年代に応じた幅広いスポーツ事業を実施します。

スポーツを「する」機会の充実

主な取組	概 要
教室の開催	夜間の時間帯での教室の開催や託児付教室、親子で参加できる教室を開催するなどして、幅広い世代がスポーツに触れ、楽しむことができる機会を提供していきます。
情報の発信	スポーツ実施率が低い傾向にある働く世代、子育て世代などに対し、階段利用の推奨や隙間時間などを利用して家庭などで手軽にできるスポーツ情報などを発信していきます。
健康の増進	生活習慣病の予防改善に役立つスポーツ教室の開催や情報の提供を行い、健康増進を図ります。

（４）高齢者のスポーツ活動の推進

本市における高齢者人口は引き続き増加が見込まれます。このような中、高齢者の誰もが地域ではつらつと活躍し、生きがいを感じながら生活を送るためには健康であることが求められます。このため、健康寿命の延伸などにつながり、高齢者が参加しやすいスポーツ事業を展開していきます。

また、高齢者がスポーツや運動を通じて地域の人々との交流を深め、喜びや生きがいを感じることができるよう、保健福祉分野と連携しながら取組を進めていきます。

スポーツを「する」機会の充実

主な取組	概 要
教室の開催	ウォーキングや軽体操などの教室を開催します。 また、高齢者が参加しやすいニュースポーツ※を中心とした教室を開催し、スポーツに触れ、楽しむことができる機会を提供していきます。
スポーツ大会やイベントの開催	グラウンドゴルフやゲートボール大会を開催するなどし、参加者相互の交流を深める機会を提供していきます。
情報の発信	家庭で実施できる運動や介護予防、生活習慣病の予防改善に役立つ運動などの情報を発信していきます。

※ ニュースポーツ・・・勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を目指すスポーツ

あきる野スポーツカード

あきる野スポーツカードは秋川体育館、五日市ファインプラザ、市民プール、いきいきセンターを個人利用する際に利用することができるプリペイド型の IC カードです。

1,000 円のチャージで 1,100 円分の利用が可能となります。

高齢者の方の使用料の減額

秋川体育館や五日市ファインプラザ、市民プール、いきいきセンターを個人利用される場合、市内に住所を有する 65 歳以上の方は使用料が減額されます。

・ 規定されている使用料の半額※で利用できます。

※ 半額：減額する額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

◎ あきる野スポーツカード又は体育施設個人利用カード（チャージ機能なしのカード）をご利用いただくと、使用に当たっての年齢確認書類の提示が不要となります。

基本目標2

スポーツを通じた共生社会の実現

～パラスポーツの推進～

パラスポーツは、障害の有無に関わらず、誰もが楽しむことができるユニバーサルなスポーツと言えます。

この「ユニバーサルスポーツ」の考えの下、様々な状況にある人が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しみ、お互いを理解し支え合うことで、人々の意識を変化させ、共生社会が実現できるよう取組を進めていきます。

東京2020パラリンピック競技大会や北京2022パラリンピック冬季競技大会では、メディアによる競技の放映が増え、また、本市出身のパラアスリートの活躍などにより、多くの方がその姿に感銘を受けるなど、パラスポーツへの関心が高まっております。

これを一過性のものとせず、障害の有無に関わらず誰もが共にスポーツを楽しんだり、観戦を楽しむことができるよう関係機関などと連携し、取組を進めていきます。

ア スポーツを「する」機会の充実

主な取組	概 要
関係団体との連携による推進	福祉関係団体やパラスポーツ事業の実施実績のある総合型地域スポーツクラブなどと課題を共有して、事業を企画し、提供していきます。
教室の開催	障がい者を対象とした水泳教室や障害の有無に関わらず誰もが参加できるボッチャなどの教室を開催します。
スポーツ大会やイベントの開催	誰もが参加することができるボッチャ大会やイベントなどを通して、参加者相互の交流を深める機会を提供していきます。
情報の発信	東京都障害者スポーツ協会や都立特別支援学校などで実施される事業や施設の貸出し情報などを発信していきます。

イ スポーツを「ささえる」人材の育成

主な取組	概 要
パラスポーツ指導者の育成	誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、パラスポーツを指導する上で必要となる、普及振興を推進する（戦略担当）人材、活動現場を統括する人材、アシスタントを担う人材を育成していきます。
情報の発信	障がい者スポーツ指導員養成講習会やパラスポーツボランティア育成講座などの情報を広く市民に周知していきます。

ウ スポーツを「みる」機会の充実

主な取組	概 要
パブリックビューイングの実施（再掲）	市内在住のトップアスリートが出場する国際大会などでは、市民一同が集い、大型ビジョンで応援する機会（パブリックビューイング）を設け、スポーツの持つ一体感やスポーツへの関心を高める契機をつくります。

障がい者の方の使用料の免除

秋川体育館や五日市ファインプラザ、市民プール、いきいきセンターを個人利用される場合、市内在住、在勤、在学の障がい者の方は使用料が免除されます。

・障がい者の方・・・無料で利用できます。

◎ 体育施設個人利用カードをご利用いただくと、使用に当たっての障害者手帳等の提示が不要となります。

ボッチャとは？

ボッチャとは、イタリア語で「ボール」を意味し、重度脳性まひ者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたヨーロッパ発祥のスポーツで、障害の有無に関わらず誰もが楽しむことができます。

ジャックボールと呼ばれる白いボール(目標球)を投げた後、対戦する両者がそれぞれ赤と青の6球を投げ合い、自球をよりジャックに近づけたチームまたは個人が勝者となります。手で投げることのできない選手はキック、あるいは競技アシスタントのサポートを受けながら、「ランプ」と呼ばれる投球補助具(勾配具)を使ってボールを転がすことができます。

投球したボールを正確に目標に近づけられるか、または、相手のボールを利用して自分のボールを有利にするか、選手のテクニックが光る競技です。



基本目標3

誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の構築

～地域団体との連携によるスポーツの振興～

スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなど多様な主体と連携し、様々なスポーツ事業を開催するとともに、地域団体の主体的な活動を支援し、スポーツ活動を支える担い手を充実させる取組を推進します。

また、ライフステージに応じた指導ができる指導者の育成やボランティアの育成、参加を促進し、地域の自主的なスポーツ活動の振興を図ります。

このほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で競技種目として採用された若者に人気のあるスケートボード、スポーツクライミングなどのアーバンスポーツ※の実施環境構築に向けた検討を行っていきます。

ア スポーツを「する」機会の充実

主な取組	概 要
都立のスポーツ施設等が企画するイベントの支援	都立施設が主催するイベントなどに協力するなどして、スポーツに親しめる機会を提供していきます。
アーバンスポーツなどの実施環境構築に向けた検討	ボルダリングなどの設備を有する市内公立学校との連携などにより、身近にアーバンスポーツを体験できる場所・設備の確保や適切な指導を行うことのできる体制の整備などについて検討を行っていきます。

※ アーバンスポーツ・・・音楽やファッション、アートなど若者文化が融合したものとして、従来のスポーツの枠を超えた領域に展開するものであり、都市で開催が可能なものとされています。種目としては、ボルダリング、BMX、パルクール、スケートボードなどが挙げられますが、特に種目などを限定するものではないとされています。

イ スポーツを「ささえる」人材の育成

主な取組	概 要
スポーツ推進委員活動の活性化	地域スポーツの重要な担い手であるスポーツ推進委員の資質向上に向け各種研修会への参加支援を行っていきます。 また、スポーツ推進委員の活動について広くホームページなどで情報を発信していきます。

主な取組	概 要
地域スポーツ指導者の育成と資質の向上	ライフステージごとの特性を踏まえ、自主性・自律性を促せるような指導ができる質の高いスポーツ指導者を育成します。 本人の希望によらず、けがや不適切な指導などの理由によりスポーツの機会を失うことがないよう、スポーツ実施者の安心・安全を確保します。
パラスポーツ指導者の育成（再掲）	誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、パラスポーツを指導する上で必要となる、普及振興を推進する（戦略担当）人材、活動現場を統括する人材、アシスタントを担う人材を育成していきます。
スポーツ協会の活動支援	スポーツ協会と連携し、加盟団体が行う指導者の育成支援事業を支援していきます。
総合型地域スポーツクラブの活動支援	総合型地域スポーツクラブが地域スポーツのハブ拠点*として、持続可能な運営体制の構築が図れるよう、課題を共有して、継続的な支援を行っていきます。
スポーツボランティアの育成、参加促進	スポーツを支える人材として、スポーツボランティアの育成や生涯学習人材バンクを活用し、スポーツボランティアの参加促進を図ります。 また、各種スポーツ大会やイベントを開催する中で、ボランティアが参加する機会やきっかけをつくり、参加を促進していきます。

※ ハブ拠点・・・スポーツ推進における人や情報等の集積地としての機能を担保し、連携、加工、分析等による新たな仕組みなどを取り入れ、新しい価値観を生み出す拠点。

スポーツ推進委員とは？

スポーツ推進委員は、地域のスポーツ推進を担う非常勤の公務員で教育委員会から委嘱されています。

実技の指導、スポーツに関する指導・助言、スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整を行う地域のスポーツ振興のコーディネーターとして、大きな役割を担っています。

スポーツ協会とは？

競技スポーツ及びレクリエーションスポーツを振興し、広く市民に対して、スポーツ大会の開催、指導者の育成、体育施設の管理及びスポーツ少年団の育成等を行い、市民の健全な心身の育成と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とした団体です。

総合型地域スポーツクラブとは？

総合型地域スポーツクラブは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

行政のパートナーとして、それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割などスポーツのハブ拠点としての役割が求められています。

基本目標4

市の特性を生かしたスポーツの推進

～スポーツによるまちづくり～

市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康増進や体力の向上を図る活動を手軽かつ継続的に取り組めるよう、地域の豊かな自然環境を生かしたウォーキングやアウトドアスポーツなど、市の特性を生かしたスポーツ活動を推進するとともに、「あるきたくなる街あきる野」を目指したまちづくりを連動して推進します。

また、あきる野市在住・出身のトップアスリートと連携し、スポーツによるまちづくりを推進します。

スポーツを「する」機会の充実・スポーツによるまちづくり

主な取組	概 要
あきる野市の特性を生かしたイベントの開催	本市の恵まれた自然環境を生かしたスポーツイベントを行っていきます。また、スポーツ活動を行うきっかけとなるような、多くの市民が参加することができるイベントの開催について検討していきます。
アウトドアスポーツの推進	本市の豊かな自然の中で、登山、トレッキング、トレイルラン、フリークライミング、ボルダリングなどのアウトドアスポーツが行われています。 これら市の特性を生かしたアウトドアスポーツを推進するとともに、更に多くの人に周知することで、まちのイメージアップを図ります。
楽しく歩けるまちづくりの推進	市民や市外から訪れた方が快適に過ごせるように、観光駐車場や公衆トイレ機能の充実を図るなど、観光部門と連動して取組を進めます。
情報の発信	年齢や体力レベルなどに応じたウォーキングコースを設定し、ホームページで紹介するなどし、スポーツ活動を行うきっかけづくりを行っていきます。
トップアスリートとの連携	あきる野市在住・出身のトップアスリートと連携し、アンバサダー*として、スポーツの推進や市のイメージアップを図ります。

※ アンバサダー・・・英語で「大使」のこと。

基本目標5

スポーツに親しめる場の提供

～スポーツをする場の整備・確保～

誰もが気軽にスポーツや運動に親しむことができる環境づくりに向けて、引き続き学校施設の開放や既存施設等の整備・充実など、スポーツに親しむ場の整備を行うとともに、指定管理者と連携し、多様なニーズに対応できるよう施設の効率的な管理、サービスの向上に努めていきます。

また、都立秋留台公園や都立特別支援学校などとも連携を図り、スポーツ活動の場の確保に努めていきます。

(1) 既存のスポーツ施設等の整備・充実

既存のスポーツ施設については、経年による老朽化が進んでおります。また、人口減少、少子高齢化が進む中で、今後の施設の在り方を検討していく必要があります。今後は、計画的な施設マネジメントの在り方を検討しながら、各施設の整備・充実に努めていきます。

スポーツを「する」機会の充実

主な取組	概 要
市立のスポーツ施設等の管理・整備	あきる野市公共施設等個別施設計画に基づき、スポーツ施設等の状態を把握し、計画的に施設の管理・改修等を実施していきます。 また、スポーツ施設の改修等に合わせ、地域住民が集まりやすく、誰もが気軽に活動できる地域スポーツ拠点となるよう、施設のユニバーサルデザイン*化の推進やスポーツ後などに市民が交流できるスペースの設置など、設備の充実について検討していきます。
学校施設等の開放	引き続き、市立小中学校の校庭及び体育館などについて、夜間照明のLED化など、計画的な改修を行い、地域のスポーツ活動の拠点として利用しやすい施設となるよう、更に充実を図ります。
指定管理者との連携による施設の充実	施設利用者からの意見や要望をアンケートなどにより把握し、施設・設備の改善や、運用方法の見直しなどを行い、より利用しやすい施設となるよう、指定管理者と連携した取組を進めます。

※ ユニバーサルデザイン・・・年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、全ての人が使いこなすことのできる製品や環境

などのデザインを目指す概念。

障がい者、高齢者など特定の人々に対して障害（バリア）を取り除くということに限らず、可能な限り全ての人に対して使いやすくする考え方。

（２）都立特別支援学校などと連携したスポーツ活動の場の提供

都立施設や民間事業者と連携し、市民の誰もがスポーツに親しめる場の確保に努めるとともに、都立施設などが主催する事業の周知活動を行うなどして、スポーツに親しめる場の情報を発信していきます。

スポーツを「する」機会の充実

主な取組	概 要
都立のスポーツ施設等の情報の提供	都立施設の開放情報や都立施設が主催するイベント情報などを市のホームページなどで周知していきます。
民間事業者との連携	民間事業者と連携し、民間事業者が持つ施設等を活用した取組を検討し実施していきます。

あきる野市公共施設等個別施設計画とは？

将来にわたり適切な公共サービスの提供を行っていくために令和３（２０２１）年６月に策定した計画です。

<短期的な取組>

- ・ 既に発生している公共施設の不具合箇所の計画的な修繕
- ・ 重大な不具合事象を未然に防ぐために、定期的な点検・診断に基づく修繕を行うメンテナンスサイクルの構築

<長期的な取組>

- ・ 施設の機能重視や人口動態などの地域特性及び財産状況等を踏まえて、公共施設の集約化や複合化などの適正配置の実現
- ・ 多くの公共施設が一斉に建替時期を迎えることに対して、更新費用を抑制かつ平準化するための長寿命化の推進

第5章 計画の推進

1 協働による事業推進

市民が主体的にスポーツを楽しみ、地域での住民相互の交流を図ることができるよう、市民、地域、スポーツ関係団体、行政等が連携・協働して計画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

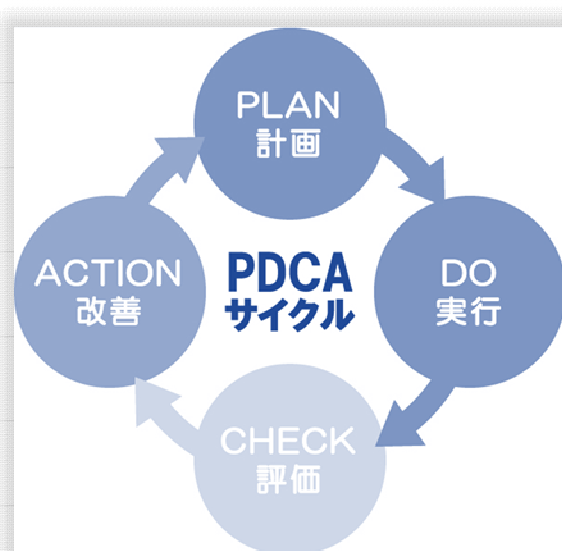
本計画を推進するに当たり、社会情勢や市民ニーズを把握することが必要です。また、施策の進行状況を評価し、必要に応じて計画を見直し、事業展開に反映することが必要です。

そのため、計画に基づく施策・取組の実施状況等を年度ごとに「あきる野市スポーツ推進審議会」に報告し、本計画の進捗状況を審議いただき、数値目標を達成するための具体的施策を体系化するなどして、より効果的な取組が実施できるようにします。

中長期的な成果を評価するために、あきる野市スポーツ推進審議会と協働でアンケート方法を確立し、令和8（2026）年度及び令和12（2030）年度にスポーツ実施に関するアンケートを実施し、数値目標の達成状況に応じて推進体制や計画の見直しを行うものとします。

なお、進捗管理は、マネジメントサイクルの手法の一つであるPDCAサイクルの考え方に基づき実施していきます。

図表2-39 PDCAサイクル



用語集

eスポーツ（P 13）

eスポーツとは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピュータゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

パブリックビューイング（P 48）

スタジアムや会館などで、大型の映像装置を利用して観戦を行うイベント。

ニュースポーツ（P 52）

勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を目指すスポーツ。

アーバンスポーツ（P 56）

音楽やファッション、アートなど若者文化が融合したものとして、従来のスポーツの枠を超えた領域に展開するものであり、都市で開催が可能なものとされています。種目としては、ボルダリング、BMX、パルクール、スケートボードなどが挙げられますが、特に種目などを限定するものではないとされています。

ハブ拠点（P 57）

スポーツ推進における人や情報等の集積地としての機能を担保し、連携、加工、分析等による新たな仕組みなどを取り入れ、新しい価値観を生み出す拠点。

アンバサダー（P 59）

英語で「大使」のこと。

ユニバーサルデザイン（P 60）

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、全ての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念。

障がい者、高齢者など特定の人々に対して障害（バリア）を取り除くということに限らず、可能な限り全ての人に対して使いやすくする考え方。

資料1 計画策定経過

(1) あきる野市スポーツ推進審議会の開催

回数	開催日	内 容
1	令和3年10月26日	令和3年度市民アンケートについて
2	令和4年1月24日	第2次スポーツ推進計画について 計画策定スケジュールについて 市民アンケート調査中間報告について
3	令和4年3月18日	第2次スポーツ推進計画策定について 市民アンケート調査結果について 計画の基本的な考え方 基本理念、基本目標について
4	令和4年5月24日	第2次スポーツ推進計画策定について 現計画の基本目標の振り返りについて
5	令和4年9月20日	第2次スポーツ推進計画（素案）について
6	令和4年10月14日	第2次スポーツ推進計画（素案）について
7	令和4年11月14日	第2次スポーツ推進計画（素案）について
8	令和5年2月6日	パブリックコメント等で寄せられた意見とその対応について 第2次スポーツ推進計画（案）について

(2) パブリックコメントの実施結果

【意見の募集期間】

令和4年12月15日（木）から令和5年1月13日（金）まで

【意見の件数】

23件

【意見提出者件数】

2人

資料2

あきる野市スポーツ推進審議会条例

平成26年3月28日
条例第2号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、あきる野市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、あきる野市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、あきる野市（以下「市」という。）におけるスポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査及び審議をし、答申する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツに関する事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会の委員は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 2人以内
- (2) 市民の代表 2人以内
- (3) 社会体育関係者 5人以内
- (4) 学校教育関係者 1人

3 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要の都度開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、スポーツ担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成7年あきる野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料3

あきる野市スポーツ推進審議会委員名簿

No.	氏名	区分	備考
1	江川 賢一	識見を有する者 (東京家政学院大学教授)	会長
2	森本 久仁子	識見を有する者 (社会教育委員)	
3	町田 茂	市民の代表	
4	森本 幸一郎	市民の代表	
5	吉田 榮久夫	社会体育関係者 (NPO法人あきる野市スポーツ協会会長)	副会長
6	菱田 吉克	社会体育関係者 (スポーツ推進委員)	
7	伊東 満子	社会体育関係者 (健康づくり市民推進委員)	
8	高岸 祐幸	社会体育関係者 (一般社団法人あきる野総合スポーツクラブ)	
9	金綱 真一郎	社会体育関係者 (五日市総合型地域スポーツクラブ)	
10	村岡 由季夫	学校教育関係者 (小中学校校長会会長)	令和4年5月1日から
11	田中 雄二	学校教育関係者 (小中学校校長会会長)	令和4年4月30日まで

第2次あきる野市スポーツ推進計画

令和5（2023）年3月発行

発行 あきる野市教育委員会事務局 スポーツ推進課
東京都あきる野市二宮350番地
TEL 042-558-1111（代表）